

事務局案	所管省庁の意見
<p>【高速自動車国道の建設及び管理事業】 近年の交通量の伸び悩み等を踏まえ、現在建設中（施行命令済み）の事業の凍結等による事業量の縮減、工事単価の見直し等による建設コストの縮減等を図るとともに、他の事業手法（例えば直轄事業）を導入するなど採算性の確保のための措置を講ずる。</p> <p>償還計画について、下記の点を含め、情報公開を行う。また、計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には償還計画を見直すことをルール化する。 償還計画の前提となっている、交通量の伸びの見込み及びその根拠（人口・経済フレームを含む）、金利、利用料金、国の出資金等のデータ 償還計画の達成状況（根拠を含めた計画と実績の対比。乖離している場合にはその原因）</p> <p>料金プール制の運用状況を明らかにするため、各路線ごとの収支、内部補助額、外部補助額等について、情報公開を行う。</p> <p>収支改善及び民間活力の導入等の観点から、関連公益法人の公益事業及び占用料のあり方を含め道路の維持管理のあり方を見直す。</p> <p>【一般有料道路の建設及び管理事業】 近年の交通量の伸び悩み等を踏まえ、現在建設中（事業許可済み）の事業の凍結等による事業量の縮減、工事単価の見直し等による建設コストの縮減等を図る。</p>	<p>現行整備計画区間9342kmについては、現行料金水準で償還可能である。将来交通量の伸び悩み等が生じた場合は、毎年度の事業量の調整など採算性確保のための措置を講じつつ、適切に整備を進める。現行整備計画9342kmを超える区間については、大都市の環状道路や地方部の路線など多額の建設費を必要とする、あるいは交通量が少ないという課題があるため、従来の整備手法のみでなく直轄事業の導入など新たな整備手法の追加を含め、採算性の確保方策を検討している。 「公共工事のコスト縮減に関する新行動計画（H12～H20）」に基づき、コスト縮減を着実に実施する。</p> <p>償還計画の前提及び達成状況について、指摘を踏まえ情報公開を行う。 計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には、償還計画を見直す等適切に対応する。</p> <p>料金プール制の運用状況について、指摘を踏まえ情報公開を行う。</p> <p>公団の経営改善及び民間活力の活用等の観点から、平成10年に法改正を行い、民間事業者等による商業施設等と高速自動車国道の連結やインターチェンジの利用可能地への購買施設等の設置を可能とする制度を導入したところであり、今後さらにその推進を図る。 関連公益法人の公益事業及び占用料のあり方を見直すことにより、関連公益法人の収益の公団への還元が増加するよう検討を進める。 維持管理業務については、競争入札を導入するとともに、経費節減に努めているところであり、引き続きその徹底を図る。</p> <p>今後の一般有料道路事業については、ネットワーク型道路を対象を限定するとともに、早期整備を図る効果が低いものについては、原則として対象としない。 「公共工事のコスト縮減に関する新行動計画（H12～H20）」に基づき、コスト縮減を着実に実施する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>各路線ごとの償還計画について、下記の点を含め、情報公開を行う。 また、計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には償還計画を見直すことをルール化する。</p> <p>償還計画の前提となっている、交通量の伸びの見込み及びその根拠（人口・経済フレームを含む）、金利、利用料金、国の出資金等のデータ 償還計画の達成状況（根拠を含めた計画と実績の対比。乖離している場合には、その原因）</p> <p>収支改善及び民間活力の導入等の観点から、関連公益法人の公益事業及び占用料のあり方を含め道路の維持管理のあり方を見直す。</p> <p>【駐車場事業】 一部の地方の住民が利用する事業であり、全国的観点からの必要性に乏しいことから、地方移管又は民間移管する。</p>	<p>償還計画の前提及び達成状況について指摘を踏まえ情報公開を行う。 各路線ごとの償還計画については、これまでも適宜見直しを行ってきたところであり、今後とも適切に対応する。</p> <p>なお、一般有料道路全体の採算は、損失補てん引当金制度等が有効に機能し、今後、新規路線（事業採択済み）を追加したとしても確保され、償還期間満了時まで借入金等を返済する見通しである。</p> <p>関連公益法人の公益事業及び占用料のあり方を見直すことにより、関連公益法人の収益の公団への還元が増加するよう検討を進める。 維持管理業務については、競争入札を導入するとともに、経費節減に努めているところであり、引き続きその徹底を図る。</p> <p>今後、移管について具体的な検討を行う。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【水源林造成事業】 今後の木材価格の動向等採算性に問題があるため、新規の造成事業は凍結し、採算性についての適切な見通しに即して事業手法、目標面積等について抜本的な見直しを行う。</p> <p>【大規模林道事業】 大規模林道事業は既に事業の意義は乏しくなっていることから新規の事業採択は凍結し、真に必要な事業は一般的な事業として実施する。</p> <p>【特定中山間保全整備事業】 特定中山間保全整備事業のうち水源林造成事業及び育林事業については、今後の木材価格の動向等採算性に問題があるため新規の事業を凍結するとともに、あわせて林道事業を凍結する。また、特定中山間保全整備事業のうち農用地整備事業については、国の関与の必要性が乏しいため新規事業を凍結する。</p> <p>【農用地総合整備事業】 2年以内（15年度新規着工まで）に、地権者の同意等所定の手続きが進められない事業は中止する。</p> <p>【海外農業開発事業】 事業の一部は国際協力事業団の委託を受けて実施しており、効率的実施を図るため事業を統合する。</p>	<p>公団事業の実施に当たっては、以下を踏まえつつ、14年度概算要求において、精査の上、公共事業全体の取り扱いの中で適切に対応する。</p> <p>国土保全、水源かん養のため、奥地水源地域で造林を行い、緑の基盤を整備（事業の実施による水源かん養、CO₂の吸収固定による温暖化防止等の公益的機能は、毎年1兆3千億円と評価）。厳しい林業情勢の下、森林所有者による森林整備が一層困難となる中で、本事業の意義はこれまで以上に重要であり、今後、この観点から、森林整備の手法等の見直しを行う。</p> <p>全国森林面積の3割を占めるが過疎化等の状況にある7圏域で、国土環境の保全形成等森林の多面的機能の発揮や都市と山村との共生・対流を図るため、公団の技術力を活用した基幹的な林道の整備は今後とも重要。事業の実施に当たっては、幅員の縮小、事業の中止等見直しを行ってきており、必要な路線に限定しているところ。当該林道を中心として一般林道が整備されることにより森林の整備・管理が効率化しており、既着工路線の早期完成が必要。今後、費用対効果分析等、一層適切な運用を図る。</p> <p>条件の不利な河川上流域では、食料・農業・農村、森林・林業両基本法にあるとおり、農林業の振興による地域の維持と森林・農地の公益的機能の発揮が国土環境保全の面から一層重要、かつ、喫緊の課題である。このような地域は、農林業の土地利用が混然とし、農林業を営む農家林家が多く、森林と農地の一体的な整備を広域的に行う必要がある。本事業は、このような公益性、広域性及び緊急性から、技術者の機動的配置等が可能な公団による実施が最も合理的・効率的である。事業の経済的妥当性は、費用対効果分析で今後とも厳しく確認する。</p> <p>調査中の区域は、都道府県の申請等に基づき調査を実施しており、事業化についての地元の意向を確認し、今後の取り扱いを判断する。</p> <p>緑資源公団は、国内の農業開発で蓄積した技術、人材を活用し、政府間協力の窓口・支援機関である国際協力事業団が実施できない農業農村開発調査や住民参加型の「村づくり」協力への支援を実施しており、両者は適切な役割分担のもと効率的な技術協力を展開している。公団の国内での技術・ノウハウを生きた技術として継続的に蓄積し、適時・適切に海外に適用することが海外協力の効率的実施に不可欠である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【NTT - A融資事業】 近年実績が少なく政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p>	<p>今後は、より客観性・透明性を高めるため、第三者委員会による外部評価の仕組みを導入するとともに、その結果についても公表する。</p> <p>農山村地域における社会資本の整備に資する観点から実施しているが、今後の取り扱いについては、地域のニーズを踏まえて判断する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【首都高速道路の建設及び管理事業】 近年の交通量の伸び悩み等を踏まえ、現在建設中(基本計画指示済み)の事業の凍結等による事業量の縮減、工事単価の見直し等による建設コストの縮減等を図る。</p> <p>償還計画について、下記の点を含め、情報公開を行う。また、計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には償還計画を見直すことをルール化する。 償還計画の前提となっている、交通量の伸びの見込み及びその根拠(人口・経済フレームを含む)、金利、利用料金、国の出資金等のデータ 償還計画の達成状況(根拠を含めた計画と実績の対比。乖離している場合には、その原因)</p> <p>収支改善及び民間活力の導入等の観点から、関連公益法人の公益事業及び占用料のあり方を含め道路の維持管理のあり方を見直す。</p> <p>【駐車場事業】 一部の地方の住民が利用する事業であり、全国的観点からの必要性に乏しいことから、地方移管又は民間移管する。</p>	<p>現在建設中の路線については、既存のネットワークと一体となって機能する、首都圏の渋滞緩和のために整備が不可欠な区間であり、最小限の料金改定を行うことにより、償還可能である。将来交通量の伸び悩み等が生じた場合は、毎年度の事業量の調整など採算性確保のための措置を講じつつ、適切に整備を進める。</p> <p>今後の建設路線については、関係地方公共団体の意見も踏まえ、首都圏の渋滞緩和や都市再生等に特に効果の高い事業に限定するとともに、採算確保に関して十分な見通しを立てた上で行う。 「公共工事のコスト縮減に関する新行動計画(H12~H20)」に基づき、コスト縮減を着実に実施する。</p> <p>償還計画の前提及び達成状況について、指摘を踏まえ情報公開を行う。 計画と実績が一定程度以上乖離した場合には、償還計画を見直す等適切に対応する。</p> <p>関連公益法人の公益事業及び占用料のあり方を見直すことにより、関連公益法人の収益の公団への還元が増加するよう検討を進める。 維持管理業務については、競争入札を導入するとともに、経費節減に努めているところであり、引き続きその徹底を図る。</p> <p>今後、駐車場が道路と一体となっている構造であることを踏まえ、移管について検討を行う。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【阪神高速道路の建設及び管理事業】 近年の交通量の伸び悩み等を踏まえ、現在建設中(基本計画指示済み)の事業の凍結等による事業量の縮減、工事単価の見直し等による建設コストの縮減等を図る。</p> <p>償還計画について、下記の点を含め、情報公開を行う。また、計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には償還計画を見直すことをルール化する。 償還計画の前提となっている、交通量の伸びの見込み及びその根拠(人口・経済フレームを含む)、金利、利用料金、国の出資金等のデータ 償還計画の達成状況(根拠を含めた計画と実績の対比。乖離している場合には、その原因)</p> <p>収支改善及び民間活力の導入等の観点から、関連公益法人の公益事業及び占用料のあり方を含め道路の維持管理のあり方を見直す。</p>	<p>現在建設中の路線については、既存のネットワークと一体となって機能する、京阪神圏の渋滞緩和のために整備が不可欠な区間であり、最小限の料金改定を行うことにより、償還可能である。将来交通量の伸び悩み等が生じた場合は、毎年度の事業量の調整など採算性確保のための措置を講じつつ、適切に整備を進める。</p> <p>今後の建設路線については、関係地方公共団体の意見も踏まえ、京阪神圏の渋滞緩和や都市再生等に特に効果の高い事業に限定するとともに、採算確保に関して十分な見通しを立てた上で行う。 「公共工事のコスト縮減に関する新行動計画(H12~H20)」に基づき、コスト縮減を着実に実施する。</p> <p>償還計画の前提及び達成状況について、指摘を踏まえ情報公開を行う。 計画と実績が一定程度以上乖離した場合には、償還計画を見直す等適切に対応する。</p> <p>関連公益法人の公益事業及び占用料のあり方を見直すことにより、関連公益法人の収益の公団への還元が増加するよう検討を進める。 維持管理業務については、競争入札を導入するとともに、経費節減に努めているところであり、引き続きその徹底を図る。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【水資源開発施設の建設及び管理事業】 水需要の伸び悩み、過去の計画と実績との大幅な乖離等を踏まえ、現在計画中又は建設工事中（基本計画又は実施計画認可済み）の事業を再評価し、凍結等による事業量の縮減を図る。</p> <p>現在見直し作業中の水資源開発基本計画（フルプラン）については、水需要の伸び悩み、過去の計画と実績との大幅な乖離等を踏まえるとともに、既存の水資源開発施設等の有効活用を前提として、作成する。</p> <p>水の需給計画と実績について、計画の根拠となる経済成長率等を含めた計画と実績の対比、計画と実績が乖離している場合にはその要因を含め、定期的に情報公開する。また、需給計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には、事業を見直すことをルール化する。</p> <p>資金調達方法を見直し利水者が負担金を前払いする方式を原則とする。</p>	<p>既に主務省では、再評価制度を設け、事業の必要性、進捗の見込み等の視点から評価し中止を含め適切に措置している。また、国土交通省では、大規模ダム事業の実施計画調査の新規着手の凍結、事業中のダムについて既存ダムの有効活用を含め水需要の必要性等を厳正に吟味して事業を峻別していくこととした。今後とも、真に必要な事業を峻別していくこととしている。</p> <p>現行フルプランについては、御指摘の点も含め、近年の気候変動を踏まえた水利用の安定性の確保、施設の改築や一定の条件整備の下での用途間転用等による既存施設の有効活用等の多様な課題について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を厳正に吟味した上で改定することとしている。</p> <p>現行フルプランは順次改定の予定であり、その際、御指摘の事項を含めた情報公開を行うこととしている。また、計画改定後には、計画の達成度について多面的な観点から定期的な点検を行う仕組みを作り、点検結果を公表するとともに、必要に応じて計画を変更することとしている。</p> <p>現在の利水者の負担金の支払い方法は、施設が完成し利水者側に受益が発生した段階で所要資金を回収する点で合理的な制度である。今後については、負担金の支払い方法の選択肢を増やすことを検討するが、事業中のものを変更するには、利水者の再同意が不可欠である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【都市鉄道線及び民鉄線等事業】 現在実施中のものに限定し、新規採択を行わない。なお、新たに鉄道の整備が必要な場合には、借入金を伴わない受託事業等により対応する。</p> <p>【旧国鉄用地等の処分】 旧国鉄用地の処分は平成 15 年度末を目途に終了させるとの閣議決定を踏まえ、用地売却の促進など事業の更なる効率化、適正化を図る。</p>	<p>都市鉄道線事業は、緊急かつ重大な大都市圏等の鉄道整備を対象に、一定の期限内に一定の金額の範囲内で、可能なものに限り実施する。民鉄線事業は、民間主導の都市鉄道整備という基本理念に基づいて有効に機能してきた制度であり、当該制度を廃止するのであれば、都市鉄道整備が進まなくなることから、民間主導という基本理念及び今般の特殊法人改革の趣旨を踏まえつつ、上下分離方式の活用など効果的な制度を検討する必要があると考える。</p> <p>旧国鉄用地は既に 94 % を処分済み。現在平成 10 年の閣議決定を踏まえ用地売却を促進し、またその進捗に伴う業務量の減少に応じ逐次業務体制の段階的縮小を進めるなど事業の効率化、適正化に努めている。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【新東京国際空港の設置及び管理事業】 今後の空港諸施設の整備や、周辺対策、空港アクセス改善等に多額の費用がかかると見込まれる中、収支採算性を確保する。</p> <p>採算性の現状及び見通しに関し、その根拠等を含め情報公開する。</p> <p>随意契約を、真にやむをえない場合に限定し、その範囲を縮減する。</p>	<p>空港公団としては、空港機能の充実や地域との共生も図りつつ、収支採算性の向上を旨として、引き続き効率的な経営に努力していく。</p> <p>指摘のとおり対応。具体的には、空港公団において、採算性の現状については十分な情報公開を実施するとともに、財投機関債を発行する過程等において、見通し等についても公開することで対応。</p> <p>空港公団においては、契約に当たっては競争入札を原則とし、真にやむをえない場合にのみ随意契約を実施してきたところであり、さらに指摘を踏まえ対応。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【石油開発】 石油開発（出資、融資、債務保証） 既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定することとした上で、他の類似の法人の行う事業に統合する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 減免付き融資の廃止を前倒しするとともに、廃止までの間、減免条件の厳格化又は利率の嵩上げを行う。また、融資の財源を政府出資から政府融資に切り替える。</p> <p>民間主導の観点から、事業資金の50%を超えて公的資金を投入する（出資・融資・債務保証）ことは行わない。</p> <p>国際協力銀行に対する債務保証は廃止する。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。なお、10年以上の権益を有する出資会社についても、引当対象とする。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>出資・融資・債務保証それぞれの手法について、目的・原資の調達方法を勘案して、事業実施の基準を明確にする。</p>	<p>我が国として、総合エネルギー戦略を最も効率的かつダイナミックに展開していくという考え方の下、「民でできることは民で」、「国でしか出来ないことは国で」という官民の適切な役割分担の視点に立ち、石油公団の事業・組織の見直しについて積極的な検討を行っていく。</p> <p>具体的には、石油公団の事業・組織をゼロベースで見直し、石油開発に対する国の支援、石油開発における技術ノウハウの蓄積、備蓄という国が果たすべき機能を、透明性の向上、効率化、責任の明確化に留意しつつどのような形で遂行し得るか検討を行っていく。</p> <p>エネルギー政策上の国益判断に基づく重要案件の遂行のために最適な枠組みを検討（ ）</p> <p>（ ）に同じ。</p> <p>（ ）に同じ。</p> <p>（ ）に同じ。</p> <p>（ ）に同じ。なお、引当の基準については、外部有識者からなる「石油開発事業委員会」の報告書(平成11年2月)の「現時点で合理的に予測できる将来の期間において回収不能による損失が確実に見込まれる場合」という指摘に基づいており、また公認会計士による監査も実施しているところである。</p> <p>（ ）に同じ。</p> <p>（ ）に同じ。</p> <p>（ ）に同じ。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>石油開発技術研究開発業務（技術指導、海外地質構造調査、国内基礎調査を含む。） 厳格な外部評価を求めるとし、既に実施した事業についての事後評価結果が出るまでの間、新規の事業は凍結するとともに、真に必要な事業は類似の法人において実施する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【石油等備蓄】 事業の効率化を図るため、国が自ら実施する。備蓄業務自体は民間会社に委託し、委託費を削減する。 計画中の石油の備蓄積み増しを凍結する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 費用対効果の分析・公表を検討する。</p> <p>専門的・効率的な実施の観点から、融資・出資業務については、金融を主たる業務とする法人の行う事業に統合する。</p>	<p>外部評価については、現在既に、全ての事業について実施している。新規の事業については、他の事業の事後評価前であっても、我が国の石油開発政策上必要であれば実施する必要がある。いずれにせよ、技術ノウハウの蓄積という国が果たすべき機能を最も適切に遂行しうる組織形態のあり方等について、ゼロベースで検討を行っていくこととしている。</p> <p>石油開発技術の研究開発業務について、費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図ることとする。</p> <p>石油開発技術の研究開発業務について、国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示すこととする。</p> <p>石油開発技術の研究開発業務について、できる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にすることとする。</p> <p>石油開発技術の研究開発業務について、既に全ての事業について外部評価を実施しているが、今後とも、研究課題の設定等について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させ、また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法を用いて、国民にわかりやすい形で情報提供することとする。</p> <p>冒頭で述べたような国の機能のあり方を踏まえ、備蓄という国が果たさなければならない機能を最も適切に遂行し得る組織形態のあり方等について、ゼロベースで検討を行っていくこととしている。（ ）</p> <p>（ ）に同じ。なお、備蓄に係る費用対効果については、必ずしも定まった分析手法が確立されていないのが現状だが、過去、経済安全保障上の効果の分析・研究を実施・公表する等の努力を実施。さらに、備蓄制度総体としての効率化・コスト削減努力を行っているところ、かかる観点から今後とも制度評価手法等について検討を行い、必要な見直しを実施。</p> <p>（ ）に同じ。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>出資・融資・債務保証それぞれの手法について、目的・原資の調達方法を勘案して、事業実施の基準を明確にする。</p>	<p>()に同じ。</p> <p>()に同じ。</p> <p>()に同じ。</p> <p>()に同じ。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【本州四国連絡道路の建設及び管理事業】 平成13年度予算において助成措置が講じられたものの、極めて長い償還期間を置くことは各種のリスクを考慮すると不安定であることから、償還計画を抜本的に見直す。</p> <p>道路の建設事業については、現に建設中の区間（鳴門IC接続工事、生口島及び大島の島内道路）を除き、廃止する。また、同区間について、工事単価の見直し等による建設コストの縮減を図る。</p> <p>償還計画について、下記の点を含め、情報公開を行う。 償還計画の前提となっている、交通量の伸びの見込み及びその根拠（人口・経済フレームを含む）、金利、利用料金、国の出資金等のデータ 償還計画の達成状況（根拠を含めた計画と実績の対比。乖離している場合には、その原因）</p> <p>収支改善及び民間活力の導入等の観点から、関連公益法人の公益事業及び占用料のあり方を含め道路の維持管理のあり方を見直す。</p> <p>【本州四国連絡鉄道の建設及び管理事業】 鉄道の建設事業については、廃止する。</p>	<p>管理費を上回る料金収入があるものの、利払いが収支を圧迫していることから、有利子負債を圧縮し、償還の確実性を高めるため、平成13年度予算において出資金800億円の継続に加え、新たに無利子貸付800億円を措置したところであるが、償還計画について、今後の交通量の動向等のリスクに対して対応できるよう検討を行う。</p> <p>道路の建設事業については、現に建設中の区間（鳴門IC接続工事、生口島及び大島の島内道路）を除き、凍結する。 「公共工事のコスト縮減に関する新行動計画（H12～H20）」に基づき、コスト縮減を着実に実施する。</p> <p>償還計画の前提及び達成状況について、指摘を踏まえ情報公開を行う。</p> <p>関連公益法人の公益事業及び占用料のあり方を見直すことにより、関連公益法人の収益の公団への還元が増加するよう検討を進める。 維持管理業務については、経費節減に努めているところであり、引き続きその徹底を図る。</p> <p>特段の意見はない。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【地方都市開発整備等事業】 都市計画事業として行う事業を含め、全ての地方都市開発整備等事業は、国の利害に重大な関係を有するものに限られることを法令等に規定し、真に必要なものに事業を限定することにより事業量の縮小を図る。</p> <p>現在事業を実施中の資産について時価評価を行うことや個別プロジェクトの事業計画に対する進捗状況を含め、採算性の現状及び見通しについて情報公開する。</p> <p>採算性に問題があるプロジェクトについては、採算性が確保される見通しが得られるまでの間は事業を凍結するなど事業の見直しを行う。</p> <p>事業全体の採算性の見通しが明らかになるまでの間、新規事業を凍結するなど採算性を確保するための事業の見直しを行う。</p> <p>【工業再配置事業】 国が事業を実施する政策的必要性が乏しくなっており、また、売却も不調であるため、新規の事業採択を凍結する。現在実施中の事業については、売却の用途のたつものに限定する。</p> <p>【地方拠点振興事業、地域産業集積活性化事業、中心市街地活性化事業、新事業創出基盤整備促進事業】 国の利害に重大な関係を有するものに限られることを法令等に規定し、真に必要なものに事業を限定することにより事業量の縮小を図る。</p>	<p>地方圏は、雇用の場や高等教育の機会が少ないなど生活面や産業面における大都市圏との格差が引き続き大きく、国の責任において地方圏の整備と振興を促進する必要がある。 このため、地方都市の開発整備を図る事業については、地方公共団体ではノウハウ、人材や資金が不足していること等を踏まえ、国の利害に重大な関係を有するものをはじめとして、広域的に効果が高く地域振興に先導的な役割を果たすものなど国土政策の観点から国として必要な事業に限定することとし、その範囲を大臣が定める事業に係る方針等において明記する。</p> <p>現在事業中の資産の時価評価、採算性の現状及び見通しについて情報公開を進める。</p> <p>採算性に問題があるプロジェクトについては、事業の見直しを行う。</p> <p>事業全体の採算性の見通しが明らかでない場合には、新規プロジェクトも含め、事業の凍結、計画変更等の見直しを行う等により、事業全体の採算性の向上に資する施策を講ずる。</p> <p>大都市圏と地方圏の間の産業面でのなお大きい格差の是正や、個性ある産業の発展、有望企業の誘致を通じた地方経済の自律化等は、引続き国の支援を必要とする。当事業の分譲率は83%に達しているが、パブル崩壊後に分譲を開始した事業の中には不調なものもあり、今後、広域的に効果が高いものや採算性の用途が立つものなどに限定して実施する。</p> <p>地域経済の再生（地方経済の活性化、都市の再生）は、我が国経済再生のための喫緊の課題であり、また、地域経済の自律化は、我が国経済の中期的課題であり、いずれも国の支援を必要とする。これらの事業は、地域経済の課題を解決するため、地域経済再生の中核となるベンチャー育成施設等を整備することにより、地域の個性ある産業の発展等を促進するものであり、広域的に効果が高いものや地域振興に先導的な役割を果たすものなどに限定することとし、その旨を事業に係る方針等に規定する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>出資業務は、国（公団）が出資を行う第3セクター方式自体に疑問があり、国が事業を実施する政策的必要性が乏しくなっているため廃止し、真に必要な事業については、地方公共団体において実施することとする。</p>	<p>出資業務は、地域経済再生の中核となるベンチャー育成施設等を整備するためのものであり、施設利用見通しを厳格に審査していることから、第三セクターの経営は概ね順調である。当事業は、前述のような政策目的から国の支援を必要とするものであり、広域的に効果が高いものや地域振興に先導的な役割を果たすものなどに限定して実施する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【市街地整備改善事業】 都市計画事業として行う事業を含め、全ての市街地整備改善事業は、国の利害に重大な関係を有するものに限られること、地方自治体からの要請及び国の認可が必要であることを法令等に規定し、真に必要なものに事業を限定することにより事業量の縮小を図る。</p> <p>現在事業を実施中の資産について時価評価を行うことや個別プロジェクトの事業計画に対する進捗状況を含め、採算性の現状及び見通しについて情報公開する。</p> <p>採算性に問題があるプロジェクトについては、採算性が確保される見通しが得られるまでの間は事業を凍結するなど事業の見直しを行う。</p> <p>事業全体の採算性の見通しが明らかになるまでの間、新規事業を凍結するなど採算性を確保するための事業の見直しを行う。</p> <p>【賃貸住宅事業】 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、市街地再開発等に伴い行うものに限り土地造成のみを行い、賃貸住宅の建設・管理は民間に委ねるなど業務形態を見直すこととして、新規の賃貸住宅の建設を行わない。また、既存の賃貸住宅については、可能なものから、順次、売却するなど業務形態を見直す。</p>	<p>国の利害に重大な関係を有するものをはじめとして、都市再生のための拠点的プロジェクトや土地有効利用事業等国土政策、国家的見地、広域的観点から、国として必要な事業に限定することとし、事業の範囲を法律に基づき大臣が定める基本方針において明記する。なお、国として必要な事業の機動的な執行の観点などから、地方自治体の要請を一律に事業の要件とすることは適当でない。</p> <p>事業中の資産の時価評価、個別プロジェクトの事業計画に対する進捗状況、事業種別毎の採算性の現状及び見通しについて情報公開する。</p> <p>プロジェクトの進捗状況、採算性を監視するための体制を既に整備したところであり、採算性に問題があるプロジェクトについては、採算性が確保される見通しが得られるまでの間の凍結、中止、計画変更等の見直しを行う。</p> <p>事業種別毎の採算性の見通しが明らかでない場合には、新規プロジェクトを含め、事業の凍結、中止、計画変更等の見直しを行うことによりその事業種別全体の採算性の向上に資する施策を講ずる。</p> <p>賃貸住宅については、再開発等まちづくりを伴うものに限ることとし、かつ、公団が整備した敷地に民間が住宅を建設・管理することを原則とし民間の参入が行われない場合に限り公団が賃貸住宅を供給する仕組みを平成14年度から創設することを検討する。 また、既存賃貸住宅の建替えにより創出した余剰敷地を民間等に売却する。一方、既存賃貸住宅の民間事業者への売却は、以下の理由により困難。 収益性の高いものから売却が進み、後に収益性の低い住宅が残ることから適切な維持管理、高齢者等に対する家賃減額に支障が生じる。 売却された住宅は、高齢者等に対する家賃減額が継続されないおそれ、空室発生時に店舗等他用途へ転用されるおそれがある。 また、入居者200万人の理解を得ることが困難。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【都市公園整備事業】 地方公共団体の委託に基づく都市公園の整備事業については、現に事業を実施中のものを除き、廃止する。</p> <p>【鉄道事業】 採算性の現状及び見通しについて、情報公開するとともに、採算性の確保のための事業の見直しを行う。</p> <p>【分譲住宅事業】 採算性の現状及び見通しについて、情報公開する。</p>	<p>本業務は、専門的技術者の不足する公共団体での公園施設に関する設計、積算、発注、監督、検査等の行政事務を、公団が代行するものであることより、受託対象を大規模な運動施設等の高度あるいは特殊な施設の整備を行うものに限定する等の措置を講じる。</p> <p>指摘のとおり、採算性の現状については、財務諸表の公開により情報公開を実施するとともに、千葉ニュータウンへの最新の入居見込み等を踏まえ、見通しを立て、情報公開を行う。投資の懐妊期間が長期に及ぶため、長期的に評価すべきであり、千葉ニュータウンの熟成を進めるなど利用者の増加を図ることで長期収支を改善していくよう努める。</p> <p>分譲住宅事業は、平成11年の公団発足から5年以内で大半は撤退することとしている事業種別であるが、その採算性の現状及び見通しについて情報公開する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【労災病院業務】 研究機能を有する中核的病院と、労災特有の疾患を専門的に取扱う病院以外は労災病院としては廃止する。地域医療機関としてどうしても必要なものは民営化又は民間等に移管する。</p> <p>【看護婦養成等業務（看護専門学校等）】 民間等においても行われていることから、廃止（新規募集停止）又は全面的な民間委託化を行う。</p> <p>【休養施設、労災保険会館等業務】 全面的に廃止するとともに、最終処理の終期を明示して迅速に処理する。</p> <p>【年金担保資金等貸付、労働安全衛生融資、未払賃金立替払業務】 金融関係業務や債権回収業務は、事業団の業務としては廃止し、必要のあるものについては他の政策金融機関若しくは民間への移管又は全面的な民間委託を行う。</p> <p>【小規模事業場産業保健活動支援促進助成金等】 適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>情報化の進展（電子政府の構築）等の社会経済情勢の変化を踏まえ、かつ、補助金等の配分に係る国の責任の明確化を図る観点から、助成の有効性が真に認められる補助金等であっても第三者に交付することを目的とした補助金等については、国が直接交付するのではなく国以外の法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかであるか否かについて検討を行った上で、交付主体・交付事務についての分担のあり方を検討する。</p>	<p>労災病院は、勤労者医療（職場・職業に関連した疾病等に関する予防から治療・リハビリテーションに至る一貫した専門的な医療）を行う病院としてその機能の充実・強化を図るため、勤労者医療に係る高度な治療・研究を行う中核病院と勤労者医療を重点的に取り扱う専門病院として整理・統合する。その際、労災病院の提供する医療が、地域において重要な役割を果たすことに配慮する。 労災病院としては廃止する施設については、地方移管が可能なものは地方移管、民間移譲が可能なものは民営化又は民間に移管する。</p> <p>段階的に業務を縮小することとするが、労災病院の安定的な運営のために最低限必要な看護婦養成体制は確保する必要がある。</p> <p>民間と競合する業務については事業団の業務としては全面的に廃止することとし、雇用や地域経済等への配慮の必要性を十分勘案した上で、最終処理の終期を明示して迅速に処理する。</p> <p>その性質から一般の金融業務と差異のない業務については事業団の業務としては廃止し、他の政策金融機関若しくは民間への移管又は全面的な民間委託を行う方向で検討するが、労働基準監督署との連携が必要な未払賃金立替払業務については、政策金融機関若しくは民間への移管又は全面的な民間委託は適当でない。</p> <p>適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>小規模事業場の産業保健活動の活性化等を目的としたものであり、産業保健等に関する豊富な知見を有する事業団において、事業者等に対する相談・情報提供等の支援策と一体的に行うことが合理的・効率的である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す。</p> <p>【産業保健推進センターにおける研修・助成業務】 目標の設定、事業評価の実施を徹底する。</p>	<p>国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合には助成措置を終了することを明記するとともに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す方向で検討する。 ただし、当該助成金の評価結果等を考慮せずに、一定期間経過後に機械的に助成措置を終了することは適当でない。</p> <p>これらの業務については、国が目標を定め、事業団が一定の評価を行っているところであるが、今後も、更なる取組みを進める。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【簡易生命保険運用事業、郵便貯金運用事業】 郵政公社化に合わせ、公社本体の業務に移行する。</p> <p>【加入者福祉施設（かんぽの宿等）】 施設設置運営に係る財務状況について加入者にわかりやすく情報提供した上で、不採算施設の統廃合や競争条件を付した外部委託の拡充など効率化に向けた改善を実施する。また、民間施設と競合のある施設で、民営化が可能な施設は民営化又は民間移管し、残った施設について、員内外の利用料格差を十分なレベルに設定する。郵政公社化に合わせ、事業団の業務としては廃止する。</p> <p>【土地高度利用事業】 郵政公社化に合わせ、廃止する。</p> <p>【簡易生命保険加入者の健康の保持増進事業に対する助成】 郵政公社化に合わせ、廃止する。</p>	<p>資金のより効率的な運用を図る観点から、公社の制度設計と併せ、事業団の業務としては廃止し、公社に移行する方向で検討していく。</p> <p>情報提供については、財務情報を中心としての内容の充実を図るとともに、インターネットを利用する等提供方法の拡充に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率化については、平成12年閣議決定を踏まえ、施設ごとの採算性、加入者への公平な利用機会の提供等の観点を総合的に勘案し、施設の統廃合等の一層の合理化を進めるとともに、定型的・単純業務について競争入札による外部委託を可能な限り拡充していく。加入者福祉施設は簡易保険加入者の福祉の増進を図るもので、民間施設とは性格を異にしており、このような員内利用目的に適う事業運営に努めている。 ・また、施設の設置等は地域の理解を得て実施しており、今後とも目的に適う事業運営、地域の実情への配慮という基本的考え方を踏襲する。 ・施設の民営化等については、このような施設の性格・特徴や地域の実情等を考慮して判断することが必要と考える。員内外の利用料格差については、随時見直しを行っていく。加入者福祉施設の設置・運営は簡易保険事業の一部であることから、公社の制度設計と併せ、事業団の業務としては廃止し、公社に移行する方向で検討していく。 <p>今後ともこうした土地高度利用事業を継続していくことが必要か否かについて、公社の制度設計と併せて検討していく。</p> <p>今後ともこうした助成金支給事業を継続していくことが必要か否かについて、公社の制度設計と併せて検討していく。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【金属資源開発】 探鉱（融資、出資、債務保証）（金属鉱業安定化資金融資を含む。） 既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定することとした上で、専門的・効率的な実施の観点から、金融を主たる業務とする法人の行う事業に統合する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>出資・融資・債務保証それぞれの手法について、目的・原資の調達方法を勘案して、事業実施の基準を明確にする。</p> <p>鉱物資源探査技術開発（地質構造調査を含む。） （国内地質構造調査） 国内探鉱の全消費量に占める割合に照らし、その意義が乏しくなっていることから、廃止する。</p> <p>（国内地質構造調査以外） 厳格な外部評価を求めることとし、既に実施した事業についての事後評価結果が出るまでの間、新規の調査・研究開発は凍結する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。</p>	<p>御指摘を踏まえ事業を真に必要なものに限定。但し、支援を行うか否かの判断は探鉱にかかる技術的判断に負うところが大きく、これらの業務は、探鉱分野において高い技術的専門性を有する金属鉱業事業団において、海外情報収集業務等他の事業団業務との深い連携と補完の下で一体的に実施することが効率的と認識。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。但し、現行制度上も、経済産業大臣の承認なく金利の変更はできない仕組みとなっている。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>国内地質構造調査（広域調査・精密調査）54地域の結果に基づきこれまで9鉱山が開発に至っており、特に鹿児島県菱刈鉱山（金）及び北海道豊羽鉱山（亜鉛・鉛）は現在も国内鉱石消費量の少なからぬ割合を賄っている等本事業の意義は大きい。但し、長期計画に基づく目標の達成が見込まれることから、広域調査は15年度に終了し、精密調査も18年度までには終了する予定。</p> <p>外部評価については、成果報告会を開催し外部の意見を汲み上げるとともに、外部専門家から構成される評価委員会による評価を実施しているところであるが、更なる外部評価の徹底に努めるとともに、事業の重点化を行うことを検討。ただ、探査技術は近年の情報技術や宇宙技術の向上に伴い、人工衛星搭載センサー利用探査技術をはじめ急速に進歩している分野であり、新規研究開発の凍結は適当ではないと認識。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>海外における地質構造調査の助成 厳格な外部評価を求めるとし、既に実施した事業についての事後評価結果が出るまでの間、新規の助成は凍結する。</p> <p>情報化の進展(電子政府の構築)等の社会経済情勢の変化を踏まえ、かつ、補助金等の配分に係る国の責任の明確化を図る観点から、第三者に助成金等を交付することを目的とした補助金等については、国が直接交付するのではなく国以外の法人を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>振興助成・給付の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>振興助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。</p>	<p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>外部評価については、成果報告会を開催し外部の意見を汲み上げているところであるが、更なる外部評価の徹底に努めるとともに、事業の重点化を行うことを検討。ただ、鉱物資源は減耗性(採取した分だけ資源量が減少する性質)を有しており希少性も高いため、新たな供給源を確保するための持続的な探鉱が不可欠であり、新規助成の凍結は適当ではないと認識。</p> <p>第三者に助成金等を交付することを目的とした海外共同地質構造調査については、探鉱分野において高い技術的専門性を有する金属鉱業事業団において、海外情報収集業務等他の事業団業務との深い連携と補完の関係の下で一体的に行う方が合理的・効率的であると認識。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>海外情報収集等業務（海外鉱床等情報収集、衛星画像解析等） 厳格な外部評価を求めることとし、既に実施した事業についての事後評価結果が出るまでの間、新規の情報収集等は凍結する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【金属鉱産物備蓄事業】 備蓄対象・備蓄量の削減を行う。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 費用対効果の分析・公表を行う。</p> <p>備蓄資金融資については、近年実績が少なく政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p> <p>【鉱害関係事業】 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>鉱害防止積立金管理業務については更に効率的かつ適正に実施する。</p>	<p>外部評価については、成果報告会を開催し外部の意見を汲み上げているところであるが、更なる外部評価の徹底に努めるとともに、事業の重点化を行うことを検討。ただ、世界の資源情勢は、資源国の政情の変化、新鉱床の発見、鉱種需要の変化、非鉄メジャー等の動向等、刻々と変化しているため、その情報収集は不断に行う必要があり、新規情報収集等の凍結は不相当と認識。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>備蓄対象・備蓄量については、既に有識者の意見も踏まえて検討を行っているところであるが、今後とも引き続き需給や市況の動向も見つつ、備蓄対象の入れ替えや備蓄量の削減等必要な見直しを検討。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>当該融資については、これまで銅等ベースメタルの鉱石輸入安定化の役割を果たしてきたところであるが、政策的必要性について見直し、廃止も含め対応を検討。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>従来から明確である。（現行制度上も、経済産業大臣の承認なく金利の変更は出来ない仕組み。）</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【建設譲渡事業】 集団設置建物建設譲渡事業 最近の事業実績からみて財投借入れをしてまで早急に実施しなければならぬ緊急性が薄れてきている一方、債権回収が進んでいない実態を踏まえ、現に事業実施中のものを除き廃止する。</p> <p>緑地整備関係建設譲渡事業 本来は地方公共団体の事務であり、現に事業実施中のものを除き廃止する。地方公共団体に本事務を担える人材がいなければ、当面、国から地方公共団体への出向で対応する。</p> <p>産業廃棄物処理施設（PCB処理施設を含む）建設譲渡事業 当面は緊急に産業廃棄物処理施設整備を進めるため存続せざるを得ないが、本来は国の事業ではないため、一定期間経過後は廃止する。</p> <p>【廃棄物処理技術開発事業】 事業団の事業としては廃止し、国や他の機関が直接実施している同種の事業と統合する。</p> <p>国の目標を明確に設定するとともに、研究成果を厳格に評価し、成果や評価を国民にわかりやすい形で公表する。</p> <p>【環境浄化機材貸付事業】 一定期間経過後は廃止することとし、終期を明確に設定する。</p>	<p>住工混在地区での騒音振動等の公害問題の解決のためには、工場移転は効果的な対策であったところ。地方公共団体からの要請が依然多いことから、今後は、ゼロエミッション化団地に限定して事業を行う。なお、中小零細企業が対象であるところから延滞債権が発生しているが、効率的な債権回収に努めていく所存。</p> <p>廃棄物埋立跡地、土壌汚染地等の土壌改良など、特殊な緑地造成技術をもつ環境事業団が、企業等の原因者の費用負担の下で、技術者の不足する地方公共団体では対応できない緊急性の高い緑地の整備を効果的に実施するもの。今後、地球温暖化対策や自然再生などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備に限定する等、事業対象について見直しを行う。なお、事業団では各技術者が複数の事業箇所を担当する効率的な事業執行体制をとっており、個々の地方公共団体へ国からの出向で対応することは無理。</p> <p>本事業は、緊急に廃棄物処理施設整備を進めるべく、地方公共団体等に対する支援手段として実施している国の事業であり、施設整備が進まない現状においては、存続させることが必要。民間及び地方公共団体の公共関与による施設整備により、産業廃棄物の適正処理確保のために必要な施設の確保が十分に図られるようになった段階で、必要性を検討し廃止を含めた事業の見直しを行うことが適切。</p> <p>事業団の事業として実施している廃棄物処理技術の実用化に関する技術開発事業を、環境省が自ら実施している同種の事業に統合。</p> <p>目標設定、研究成果の評価、成果や評価の公表については、指摘を踏まえて取り組む。</p> <p>小規模事業者を対象とした浄化機材貸付事業が民間で普及した段階になれば、本事業は廃止。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【海外環境情報等提供事業（国際協力事業団の委託による環境保全に係る研修）】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【海外環境情報等提供事業（開発途上地域の環境保全情報）】 外部評価を実施する。</p> <p>【地球環境基金事業（環境保全活動を行う民間団体に対する助成）】 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。また、第三者機関による評価の実施、評価結果の事業・予算配分への反映、助成先の公表を実施するとともに、追加的な国費投入を行わず、基金運用収入、民間寄付等で賄える範囲に業務を縮減し、業務の重点化を図る。</p> <p>【融資回収業務】 債権回収について、全面的に民間に委託する等により効率的実施を図る。</p>	<p>指摘を踏まえて適切に対応。</p> <p>指摘を踏まえて適切に対応。</p> <p>環境保全活動を行う民間団体は、環境保全上大きな役割を果たしているものの未だ人的・財政的基盤が弱く、その支援策が不可欠。こうした中で国費の投入を行わず運用収入等のみの対応とすることは、現在の金利情勢では、事業の実施が困難。助成対象については、従来から重点分野を定めて事業を実施するとともに、期間も限定しているところ。第三者機関の設置による評価の実施等については、指摘を踏まえ適切に対応。</p> <p>早急に保全を図る必要のある債権について、民間の回収専門機関に委託する等、効率的回収を図ることとする。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【ロケット開発、人工衛星開発、宇宙環境利用研究開発等】 プロジェクトの着手に当たっては、先端性などの科学技術的な観点、国家戦略上の必要性などの政策的観点、経済波及効果などの経済的観点から、費用対効果分析やリスク評価を行うとともに、国民にわかりやすく情報提供し、理解を求める。</p> <p>課題評価や機関評価の中で、技術の成熟度に係る評価を行い、民間への移管又は委託を行うことができる技術のレビューを定期的を実施するとともに、民間との役割分担を明確にする。</p> <p>中間評価及び事後評価に当たっては、外部評価の徹底を図り、進捗状況や波及効果等を勘案し、評価結果を反映した資源配分の実施により、業務を重点化する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>効率的・効果的な研究開発の実施の観点から、宇宙科学研究所及び航空宇宙技術研究所の宇宙開発関係事業と統合する。</p> <p>【子会社等】 関連法人に過大な利益が生じていると考えられることから、競争的な契約を拡大し、委託費を抑制する。</p>	<p>事業団自らが国内外の外部専門家からなる評価委員会を設け、技術開発の意義・内容、リスク、資金などの評価を実施。また、国の宇宙開発委員会でも事業団とは独立に評価を実施しているほか、今年度取りまとめた評価指針に基づき、より効率的な評価を行う予定。評価結果は、ホームページへの掲載や広報施設の整備、報道官の配置などにより国民に情報提供。</p> <p>技術開発の成果が実用段階に至ったところで、随時、民間に技術移転することが基本。人工衛星による放送・通信、気象観測技術が、事業団の技術開発を経て民間や気象庁において既に実用化。現在開発中のH-Aロケットも技術が確立した段階で民間に移転予定。また、人工衛星の追跡管制などの定型化した事業の民間委託も随時実施。</p> <p>上記のとおり、評価委員会や宇宙開発委員会で技術開発の意義・内容、リスク、資金などの評価を実施。これらの結果を踏まえ、例えば宇宙往還技術試験機について、実機製作を凍結し、共通的な基盤技術の研究開発等に集中するなど、評価結果をプロジェクトの見直し、事業の重点化に反映。</p> <p>研究開発の成果が技術の進歩等を通じて国民共通の有形無形の資産となること、複数年度に亘るプロジェクトを円滑に行う必要があることなどから、出資金で行うことが最も適切。 なお、宇宙開発委員会の計画に沿って研究開発を進めているが、今後、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分に努力。</p> <p>研究開発は計量的には捉えきれない側面もあるが、その成果の公表については、計量的手法を含む国民にわかりやすく伝えるための手法について検討を行いつつ、積極的に推進。</p> <p>宇宙科学研究所や航空宇宙技術研究所とは従来より協力を進めているが、本年4月に、より効率的・効果的な研究開発を進められるよう、3機関間で協定を締結し、3機関の枠組を超えた運営本部を設置。この下で、エンジンの開発や人工衛星の打上げ・運用などの分野で、一体的に事業を行っており、今後とも連携・協力を強化していく予定。</p> <p>従来から適切な委託に努めているが、引き続き、競争的な契約の拡大などにより委託費を抑制。なお、随意契約にせざるを得ない場合でも、当該法人の経営状況を把握し、過大な利益が生じないよう、適正な内容で契約。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【技術協力事業】 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的な評価を実施するとともに、評価委員会の設置等による外部評価を実施し、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>現在、公益法人等が実施している技術協力について、中央省庁等改革基本法を踏まえ、一つの法人を中心として実施することとし、当該法人が直接実施することが非効率な場合には、外部委託を活用することとする。</p> <p>事業が総合的かつ効率的になされるよう、事務処理のあり方を見直す。</p> <p>技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を、国別、地域別に総合的に行うことができるよう配慮する。</p> <p>【開発投融资事業】 近年実績が少なく政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p> <p>【海外移住事業】 融資事業について、融資総額が減少し事業の意義が乏しくなっていること、延滞債権の比率が極めて高いことを踏まえ、廃止する。</p>	<p>意見無し。</p> <p>意見無し。</p> <p>意見無し。</p> <p>国別援助計画（外務省主管）に沿った、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の連携を今まで以上に配慮する。</p> <p>ODAを通じ、環境、食糧、経済開発等の途上国の課題に効果的・効率的に取り組んでいくためには、民間の開発事業への協力を一層真剣に検討していく必要がある。投融资事業は、技術協力機関である国際協力事業団が資金・技術の両面から民間を支援するもの。本事業については実績を踏まえてそのあり方を見直し、改革の努力を行っていく。</p> <p>移住者は依然として長期の低利資金を必要としているが、現地経済情勢からいって現地金融機関からのそのような調達は困難な状況。 今後新規融資を止め、貸付金の回収事業のみを継続することは、担保物件である移住者の所有する土地を取り上げることとなり、移住者の営農努力を行き詰まらせ、ひいては戦後の海外移住事業の意義・成果を台無しにしかねない。移住者に融資した資金は然るべく回収すべきであるが、右には時間が必要であり、JICA事業として継続していくことが不可欠である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
移住者に対する入植地を分譲する事業について、未分譲地を整理して、事業から撤退する。	意見無し。
移住に関する相談・あっせん、訓練・講習、渡航費等の支給等の移住者送出業務は、廃止する。	意見無し。
【無償資金協力事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。	意見無し。
【災害援助等協力事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。	意見無し。
【青年海外協力隊事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。	意見無し。

事務局案	所管省庁の意見
<p>【社会福祉事業施設・病院等融資業務】 社会福祉事業施設融資 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>病院等融資 民間金融機関において類似の事業が行われているため、融資期間の短い融資制度は廃止するとともに、長期資金についても、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、市場のニーズに応じ、例えば民間金融機関の貸付債権を証券化する手法の導入・活用を図る。直接融資は、医療行政上真に必要なものに限り、かつ、融資限度額の引き下げ等を行う。 (注)証券化に当たっては、リスクプレミアムの設定等、貸付けを行った金融機関と適切にリスク分担を行い、結果的に補給金の増加につながらないようにする必要がある。</p> <p>【高齢者・障害者の在宅福祉事業の助成等】 基金による助成業務について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。また、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。</p> <p>【社会福祉施設退職手当共済】 介護保険における民間とのイコルフットィングの観点から、国庫補助を段階的に縮減し、最終的に廃止する。</p> <p>【年金担保融資事業】 事業団の業務としては廃止し、他の政策金融機関への移管を行う。</p>	<p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>融資期間の短い融資制度の廃止は、新規開設医療機関では、財政基盤が脆弱、民間金融機関との取引実績がないことなどにより、運転資金等に不足が生じる恐れがあり、医療機関の安定した経営が困難となる。 長期資金は、国の医療政策や医療機関の特性等を踏まえた高度な専門的判断に基づく審査に加え、経営診断・指導を一体的に行い、融資を通じて医療提供体制の地域的不均衡の是正など医療政策を誘導しており、政策金融として必要性が高い。 また、貸付債権の証券化は、医療機関の担保資産が処分困難等で裏付資産に馴染まず、長期・固定・低利の条件を維持するにはコストが上昇するなど、適切な医療提供に問題が生じ政策誘導効果を低下させる。 なお、融資限度額を引き下げると、融資を通じた医療政策の推進効果が大きく損なわれる。</p> <p>従来から、国は目標を示し、目標が達成された個別の助成措置は終了するとともに、自己評価を含めた事後評価やこれに基づく資源配分をしているが、今後も、更なる取り組みを進める。 ただし、当該助成措置の評価結果等を考慮せずに、一定期間経過後に機械的に助成措置を終了することは適当でない。</p> <p>社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を確保するために社会福祉施設退職手当共済は重要な役割を果たしており、国庫補助を縮減又は廃止することは困難である。</p> <p>高齢者の自助・自立を支援する融資事業は、今後必要な社会保障施策の一つと考えられ、高齢者に係る福祉施策を担う事業団が併せて実施することが適当である。また、本年4月1日から移管され円滑に実施している本事業の他機関への更なる移管は、初度設備等コスト面の無駄や利用者の不便が生じるとともに、類似の事業との事務処理体制等の違いからも、かえって効率的でない。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【基礎的研究事業（創造科学技術推進事業等）】 研究者支援業務・交流業務 効率的な業務実施の観点から、科学技術特別研究員制度等の研究支援業務・交流業務について、日本学術振興会で実施している同種の業務と統合する。</p> <p>基礎的研究・新技術開発業務 効率的、効果的な資源配分の観点から、自前で研究施設をもって研究開発を行わず、各研究機関のシーズ、能力のコーディネートや資金供給を行う法人の業務は1つ（多くとも、「学術研究関係」と「国が明確に目標を定めた研究関係」の2つ）に統合する。</p> <p>国の目標を明確に設定するとともに、研究成果を厳格に評価し、成果や評価を国民にわかりやすい形で公表する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p>	<p>科学技術振興事業団の研究支援業務・交流業務は国として重要な研究の推進が目的であり、日本学術振興会の事業は研究者養成が目的。両業務は、目的が大きく異なるが、より効率的な業務の実施方法について検討中。</p> <p>国が明確な目標を定めて行う政策目的型の研究と、大学等の研究者の自由な発想に基づいて行われる学術研究とは、そもそも趣旨や目的、研究課題の選定方法等が異なる。 また、政策目的型の研究も、異なる社会的価値観や多様な社会ニーズに対応するためには、行政目的や専門性、評価の視点等が異なる複数の機関による資金供給が必要。</p> <p>国の目標の明確化、研究成果の厳格な評価、成果や評価の公表については、従前より取り組んでおり、引き続き取組みを推進。</p> <p>研究開発の成果が技術の進歩等を通じて国民共通の有形無形の資産となること、複数年度に亘るプロジェクトを円滑に行う必要があることなどから、出資金で行うことが最も適切。 なお、科学技術基本計画等に沿って研究開発を進めているが、今後、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分に努力。</p> <p>研究開発は計量的には捉えきれない側面もあるが、その成果の公表については、計量的手法を含む国民にわかりやすく伝えるための手法について検討を行いつつ、積極的に推進。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【科学技術理解増進業務（日本科学未来館）】 効率的な業務実施の観点から、日本科学未来館の運営について、民間法人に移管又は全面的に民間委託化する。また、類似の施設との緊密な連携を図り、重複を排除するとともに、必要に応じ事業統合を図る。</p> <p>【科学技術情報流通業務（科学技術情報のデータベース化、提供）】 効率的な業務実施の観点から、文献情報提供業務について、民間法人に移管又は民間委託化する。</p> <p>データの充実強化を図るべく、国立情報学研究所の情報提供業務と統合する。</p>	<p>日本科学未来館では、館内の受付要員等の日常の運営に関する業務等の民間委託を推進。 また、日本科学未来館は、最先端の科学技術に関する展示手法や学習体験手法を開発・実施する唯一の施設であり、今後、他の施設との連携・協力を一層推進。</p> <p>科学技術振興事業団の文献情報提供事業は、科学技術情報の流通促進の観点から、収益性の期待できない分野も含めて網羅的に収集・提供する公共性の高い事業であり、公的機関による事業実施が必要。なお、民間に委ねられる部分の民間委託化は進めているが、事業の専門性、信頼性等から業務全体の民間委託は困難。</p> <p>科学技術振興事業団は、民間企業などを対象に、受益者負担により、科学技術全分野の情報を網羅的に提供。国立情報学研究所は、大学共同利用機関として、大学等の研究者のニーズに対応して人文科学も含めた情報を提供。 このような事業の性格の違いから、両機関のデータベースの多くは内容、システムが異なり、統合しても効率化に結びつくものではなく、適切な役割分担に基づく実施が適当。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【畜産物・生糸・砂糖価格安定】 事業全般の意義について、明確化が必要。特に、指定食肉売買実績が少なく事業の意義が乏しくなっているため、廃止する。</p> <p>乳製品の委託生産のあっせん 地方公共団体に移管する。(参考：生乳等取引契約に係る紛争に係るあっせんは都道府県知事が行うこととされている。)</p> <p>加工原料乳生産者補給交付金 効果・必要性を検証しつつ、生産性の向上を補給金の減額に反映させること等により、縮減する。</p> <p>肉用子牛生産者補給交付金等 輸入自由化から10年を経過しており、その効果・必要性を検証しつつ、生産性の向上を価格の算定に反映させるとともに、国の負担率の見直し等により、縮減する。</p> <p>生糸輸入・売渡(価格高騰時) 実績が少なく事業の意義が乏しくなっているため、廃止する。</p>	<p>指定食肉の売買事業は、生産者の自助努力による価格回復への取組が十分に効果を発揮しない場合において、事業団自らが市場に介入して価格回復を図る事業であり、食肉の価格安定の最後の切り札として必要である。</p> <p>あっせんを受ける生産者団体が広域化して複数の都道府県にわたっていること、また、委託加工し得る乳業工場が必ずしも全ての地方公共団体に存在しないこと等を十分に踏まえつつ、適切な実施方法等について検討する。</p> <p>我が国全体の生乳供給バランスを確保するとともに、我が国酪農を振興する観点から、取引条件の不利な加工原料乳の不利性の補正、加工原料乳地域での生乳の再生産確保を図るための本制度は必要不可欠である。また、補給金の単価は、生乳の生産費等を考慮し、毎年、適正に決定している。生産性の向上等の結果、近年、本交付金の額は減少傾向にあるが、制度の趣旨からみて、一概に縮減そのものを方針として運用することは不適切である。</p> <p>牛肉の輸入自由化が肉用子牛の価格に及ぼす影響に対処して肉用子牛生産と肉用牛生産の安定を図るための本制度は、今後とも必要不可欠である。また、保証基準価格は生産条件及び需給事情等を考慮し、合理化目標価格は生産費を基準として、毎年適正に決定しているほか、国の負担率については、輸入自由化の影響部分である保証基準価格から合理化目標価格までの間の低落については全額負担であるものの、需給等に係る影響分である合理化目標価格以下の価格低落分については1/2となっており、これ以上の引き下げは困難である。このように、制度の趣旨からみて、一概に縮減そのものを方針として運用することは不適切である。</p> <p>本事業は、国家貿易機関としてWTO協定を履行するための事業であること、また、価格高騰時における迅速かつ適切な輸入、売渡しを機動的に実施する必要があることから、今後とも引き続きこの枠組を維持していくことが不可欠である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>生系の短期保管 実績が少なく事業の意義が乏しくなっているため、廃止する。仮に意義が認められる場合についても、その本質はファイナンスにあることから、政策手法を金融に改めた上、金融を主たる業務とする法人の行う事業に統合する。</p> <p>国内産糖交付金 甘味資源作物の生産性の向上、国内産糖の製造コストの低下を価格の算定に反映させること等により、縮減する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 費用対効果の分析・公表を行う。</p> <p>【畜産振興・蚕糸業振興の助成等】 情報化の進展（電子政府の構築）等の社会経済情勢の変化を踏まえ、かつ、補助金等の配分に係る国の責任の明確化を図る観点から、第三者に助成金等を交付することを目的とした補助金等については、国が直接交付するのではなく国以外の法人を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p> <p>以下の項目を、畜産・生系・砂糖それぞれの事業に適用する。 ・国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>・振興助成の各事業について、政策効果の達成度合いに応じて縮減を図る。</p> <p>・振興助成・給付の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p>	<p>生系の価格変動に対処して、買入れ、保管及び売渡しを実施することにより短期的な需給調整を図り、併せて製系経営の安定にも資するとこの本事業の施策目的を踏まえ、適切な実施方法等について検討する。</p> <p>甘味資源作物の生産性の向上、国内産糖の製造コストの低下を図ることは必要と考えているが、国内産糖交付金は、砂糖の市価の下落等の要因により増加することもあり、一概に縮減そのものを方針として運用することは不適切である。</p> <p>今後、適切な費用対効果の分析・公表を行う。</p> <p>農畜産業振興事業団の助成事業は、国が実施要綱を定め、それに基づいて実施する等国の明確な指示の下、国の行う補助事業等を補完し、又は諸情勢の変化に緊急に対応する等の観点から、事業団が有する事業実施上の機動性・弾力性に着目して実施しているものであり、引き続き事業団を経由して行う仕組が不可欠である。</p> <p>・国の目標については、「食料・農業・農村基本計画」等に明確に定め、助成事業も、国の事業を補完するものとして、この目標の達成のために実施しており、一定の効果を上げている。事業内容の見直しについては、これらの目標の達成状況を踏まえつつ、その時々的情勢を踏まえた対応を行うことが必要であり、一律に終期を定めることは不適切である。</p> <p>・各事業については、国の目標の達成状況を踏まえつつ、その時々的情勢を踏まえた対応を行うこととしており、一律に縮減することは不適切である。</p> <p>・農畜産業振興事業団の運営審議会において、事業の運営等について審査・評価をうけるとともに、具体的な事業内容については、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、その都度必要な見直しを実施しているところであるが、今後ともより一層の評価の適正化を図るとともに、その結果の的確な反映に努める。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 振興助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。 ・ 国、他の特殊法人等又は地方公共団体が、類似の事業を実施していると認められることから、事業の統合を図り、どうしても複数の主体が実施する場合の基準を明確にする。 <p>【需要増進】 民間団体も実施しており、かつ、100パーセント外部委託で実施しており、廃止する。</p> <p>【乳業者等に係る債務保証】 近年実績が少なく、執行体制も乏しく、かつ、他の機関の利用も可能であることから、廃止する。</p> <p>【畜産団体に対する出資】 近年実績が少なく政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価の導入を通じた事業運営の更なる効率化・適正化のため、具体的手法等についての検討を行う。 また、助成先については、ホーム・ページにおいて一部公表しているが、今後とも一層の情報公開を進める。 ・ 国、他の特殊法人等との事業とは、国において所要の調整を行っており、重複はないが、更なる区分の明確化を図るべく検討する。なお、地方自治体は各々の地域の必要性に基づいて自らの判断により事業を実施しているところであり、地方公共団体が行う事業との統合は困難である。 <p>本事業においては、企画・立案等を事業団が行った上で、専門家等への委託により地域特産物の紹介等個々の民間団体では対応できない部分を実施してきているが、更に適切な実施方法等について検討する。</p> <p>他機関を通じて資金調達を行う場合、債務保証額に限度額が設けられている等の制約があること、また、事業団には、専門知識と実績を踏まえた審査能力があること等を十分に踏まえつつ、適切な実施方法等について検討する。</p> <p>畜産の振興に資する民間法人の円滑な業務運営を長期的・安定的に確保するとの施策目的の達成のための手法として「出資」を行っているところであるが、今後は、より適切な実施方法等について検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等】 情報化の進展（電子政府の構築）等の社会経済情勢の変化を踏まえ、かつ、補助金等の配分に係る国の責任の明確化を図る観点から、鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等については、国が直接交付するのではなく国以外の法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p> <p>鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>補助金等による助成の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>補助金等による助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。</p> <p>対清算事業団債務の償還を早期かつ確実に行うため、鉄道整備費無利子貸付等事業について、現在実施中のものに限定し新規採択を行わない。</p> <p>【船舶共有建造、改造融資等】 船舶共有建造業務については、事業の対象を真に政策的必要性のあるものに重点化し事業規模を大幅に縮小するとともに、金利の引上げ等による未収金の処理方策及び処理期限を具体的に明らかにする。また、未収金の処理が終了した時点において、事業の廃止を含め改めて事業のあり方を見直す。</p>	<p>鉄道施設整備に関する助成業務は、新たに設けられた助成体系の下で各種補助金等の交付を一元的に実施することの効率性にかんがみ、国から事業団にアウトソーシングしたものであり、事業団はそのノウハウを活用して補助金交付を一元的に実施しており、基本的には、現在の体制のもとでの業務実施が効率的であると認識している。仮に、業務を国に移管した場合には、国の組織の肥大化を招くこととなる。なお、国は、鉄道施設整備に関する助成方策の企画・立案等政策的業務を、事業団は、交付計画の作成、事業の進捗に応じた助成金の交付、執行監査など実務を担うことにより、両者の責任は明確になっている。</p> <p>鉄道施設整備及びその助成の必要性は、高速交通体系の形成、大都市圏における通勤・通学の混雑緩和、環境対策の推進等を図る観点から、将来においても益々増大が見込まれ、助成措置の終期を設定することは困難であり、慎重な対処が必要と認識。</p> <p>指摘のとおり対処。具体的には、助成対象事業については、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」及び「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に従い、適切に評価し、その結果を事業に反映させていくことで対処。</p> <p>助成は、毎年度国の予算等で定める範囲内で、法令等に基づき執行しており、補助金の執行状況について、会計検査院による審査・評価が毎事業年度行われている。また、助成先の公表については、指摘のとおり対処。具体的には、国の予算決定時等に国土交通省より公表し、事業団より広報誌等に掲載することにより対処。</p> <p>無利子貸付事業は、緊急かつ重要な大都市圏等の鉄道施設整備事業を厳選し、対清算事業団債務の償還に支障が生じない範囲で実施しており、償還確実性についても毎年度検証を行っている。 具体的な対象事業は、一定の期限内に一定の金額の範囲内で、可能なものに限り実施する方針。</p> <p>本業務は、担保資産、技術力に乏しい中小国内海運事業者が国内海運政策に沿った船舶の建造を行う上で必要不可欠な業務であり、物流効率化、環境対策、バリアフリー化、離島航路維持等の政策課題への一層の重点的な対応を図ることとしている。一般的な融資制度のみでは、船舶の円滑な建造・代替が進まず、安全輸送の確保上問題となるとともに、政策課題への対応にも支障を来たす。未収金は、最大限の回収努力、金利の引上げ等を実施することにより対処する。当該対処や政策課題への円滑な対応の上で、一定の事業規模が必要。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>改造融資業務及び債務保証業務については、近年、実績に乏しいことから、技術的支援に係る事務を除く部分について、廃止する。</p> <p>【運輸分野基礎的研究業務】 効率的、効果的な資源配分の観点から、自前で研究施設をもって研究開発を行わず、各研究機関のシーズ、能力のコーディネートや資金供給を行う法人の業務は1つ（多くとも、「学術研究関係」と「国が明確に目標を定めた研究関係」の2つ）に統合する。</p> <p><以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。></p> <p>国が研究機関に対してできる限り具体的な目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>研究成果等から生じる収益の還元現状（当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状）を公表するとともに、収益改善策を検討する。</p>	<p>本業務は、海洋汚染防止、バリアフリー化への対応等のため重要であると認識。</p> <p>国民生活に関わりが深く、その要請を受けて実施する運輸分野の基礎的研究業務は、事業団がこれとあわせて実用化及び整備支援を一貫して行うことで、必要最小限の組織・要員で無駄なく効果的に推進できる。さらに、総合科学技術会議は競争環境の推進を指摘しているが、これは分野別の各法人・各省間の競争環境形成により実現する。従って、基礎研究の統合は国民のニーズへの迅速・的確な対応を困難とするとともに、競争を阻害することから不適切である。</p> <p>【左欄の全項目に対する基本的見解】</p> <p>事業団の基礎的研究は、斬新かつ自由な発想の創造的研究を促進すべく、広く一般からの公募方式で行っているものである。また、その課題の審査・選定、実施に当たっては学識経験者の審査委員会で厳格な評価を行っている。当該評価、研究成果等は、発表会、シンポジウム、ホームページ等において積極的に開示・公表しており、指摘には基本的に既に対応しており、今後とも、更に積極的な情報提供等に努める。</p> <p>冒頭のとおり（なお、国は事業団が公募する研究分野案を提示している）。</p> <p>冒頭のとおり（なお、基礎的研究は、画一的・短期的な評価にはなじまないものである）。</p> <p>基礎的研究開発は、知的資産を形成するものであり、出資金によることが適当である。</p> <p>冒頭のとおり（なお、評価については総合科学技術会議において大綱的指針の見直しが進められており、これを踏まえ今後、更に充実・強化する）。</p> <p>冒頭のとおり（なお、事業団の損益計算書は公表されている）。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【高度船舶技術にかかる研究開発・実用化支援事業】 情報化の進展（電子政府の構築）等の社会経済情勢の変化を踏まえ、かつ、補助金等の配分に係る国の責任の明確化を図る観点から、研究開発促進助成事業に係る助成金については、国が直接交付するのではなく国以外の法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかなる場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p> <p>研究開発促進助成事業に係る助成金について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>助成の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。</p> <p>高度船舶技術開発支援業務における納付金について、客観的な算定基準を設ける。</p> <p>【造船業構造転換業務に係る清算業務】 清算業務は平成22年度末までの間実施するとされていることを踏まえ、土地・設備の売却の促進など事業の更なる効率化・適正化を図る。</p> <p>【内航海運活性化融資事業】 融資事業は収支相償うまでの間実施するとされていることを踏まえ、貸付債権の適切な管理など事業の更なる効率化・適正化を図る。</p>	<p>本事業は、助成金交付のほか、債務保証、利子補給等を一体として提供することにより、効果的な試験研究の支援をしており、助成金交付だけを国自ら実施するのは非効率である。また、事業団は本事業による成果の実用化促進、共有建造業務による普及まで一貫して実施している。</p> <p>本助成金は、物流の効率化や環境負荷の低減等の国の大きな政策を実現するものであるが、具体的な試験研究課題については、民間の発意に委ねるといふ本制度の趣旨から、国が予め特定の目標を設定すること等は本来の事業趣旨になじまないものであり、慎重な対処が必要と認識している。</p> <p>指摘のとおり対処。具体的には、既に有識者等の技術審査委員会による外部評価を行いその結果を事業に反映しているが、今後はさらに、その充実を図る。</p> <p>指摘のとおり対処。具体的には、既に第三者機関による審査・評価を実施しており、助成先も公表しているが、今後はさらに、その充実を図る。</p> <p>指摘のとおり対処。なお、現在、客観的な基準を策定中。</p> <p>指摘のとおり対処。具体的には、平成13年3月に造船業基盤整備事業協会を解散し、事業団へ業務移管した際に、大幅に人員を削減する等、従前より事業の効率化・適正化を進めているが、今後とも更なる効率化・適正化を図る。</p> <p>指摘のとおり対処。具体的には、当該融資事業については、政府保証の下、できる限り低利で資金調達を行うとともに、所要の金利を付加して貸出を行っており、これまでも効率的かつ適正に実施してきたが、今後とも適切な運営を図る。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【私立大学等経常費補助等業務】 情報化の進展（電子政府の構築）等の社会経済情勢の変化を踏まえ、かつ、補助金等の配分に係る国の責任の明確化を図る観点に加え、「大学の構造改革の方針」において「大学に第三者評価による競争原理を導入」し、「評価結果に応じて資金を重点配分」することとされていることにかんがみ、独立行政法人化する国立大学への交付金の交付と同様の仕組みとすべく、国が直接交付するのではなく国以外の法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかである場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p> <p>また、助成内容については、競争促進を図ることとし、特別補助に一層重点を移すとともに、具体的な政策目標の設定を行い、合わせて達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す。</p> <p>個人支援を重視する方向で公的支援全体を見直す中で、機関補助である私学助成のあり方を見直す。</p> <p>【私立学校施設・設備等融資業務】 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資限度額を設定するとともに、融資期間が短い資金は原則廃止する。</p> <p>資金的な余裕がある現状にかんがみ、今後出資金の追加を停止する。</p> <p>【私学教職員の医療・年金給付事業】 明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p>	<p>(前段) 以下の理由により、事業団による補助金交付が適切。 事業団では学校法人への補助金交付、資金貸付け、経営相談など私学振興を一体的・総合的に行っており、この方法が合理的・効率的。国の直接交付は、公務員が増加するなど、国の行政のスリム化に反する。 私学助成は、国の直接的な介入を避け、私学の自主性を尊重することが必要。</p> <p>(後段) これまで特別補助に重点を置いて、助成を充実。経常費補助は私立学校振興助成法の目的のもとに、教育研究条件の維持向上等のために継続的に大学を支援していくための補助であり、ある時点で終了する性格のものではない。なお、配分方法など助成の在り方は毎年改善を行っており、今後も見直しに努める。</p> <p>私立大学は、我が国の高等教育において重要な役割を果たしており、その教育研究条件の維持・向上や学生の経済的負担の軽減のために私学助成は不可欠。個人支援も大切だが、私学助成の充実がなければ、教育研究条件の悪化や経済的負担の増大を招くおそれがあり、個人支援の効果も期待できない。よりよい大学を作るための競争という観点を重視するなど、助成の在り方については適宜見直す。</p> <p>民間金融機関が慎重になる私学への長期低利の融資は、私学振興施策として事業団が実施していくことが必要。短期融資についても、事業団の果たす役割は大きい。民間の融資実態を踏まえ、民間に委ねられる部分は民間に委ねる。なお、各私学の需要に適切に応えていく観点から、融資限度額を一律に定めることは適当でない。</p> <p>出資金は私立学校等への長期低利の融資財源の一部として活用するとともに、融資事業の利息収入により助成業務の全ての業務経費をまかなっている。現在でも徹底した経費節減に努めているが、低金利による利息収入の減少や今後の資金調達にかかる経費の増大等を考えると、出資金の更なる充実が必要。</p> <p>私学共済の年金積立金の運用の内容や結果の公表等については、国家公務員共済組合（国共済）及び地方公務員共済組合（地共済）と同様の方法・体制でこれまでも適切に実施してきたが、更なる改善充実を図る。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【医療施設、宿泊施設事業】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p> <p>事業の用に供する見通しのない土地については、早期に処分する。</p>	<p>宿泊施設や医療施設は、国費に頼らず加入者が全て自らの掛金でその福利厚生のために設けているものであり、本来利潤の追求を目的とするものではないが、加入者の意向を踏まえつつ、施設の立地条件や規模、機能等も考慮して、個々の施設ごとに必要に応じて縮小、廃止などの整理合理化を検討する。他財源から医療施設への繰入れはない。</p> <p>将来にわたって事業の用に供する見込みのない土地については、地価の動向や当該土地に対する需要等を見極めながら処分を進めるよう努める。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【高度化事業（高度化融資・出資）】 高度化融資 大部分の融資の窓口となっている地方公共団体に移管する。</p> <p>高度化出資 地方公共団体に移管する。</p> <p>【高度化事業（高度化施設）】 実績がなく政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p> <p>【ベンチャー支援事業】 （ベンチャー出資） ベンチャー出資について、政策投資銀行、産業基盤整備基金との間で事業が重複していること並びに専門的・効率的な実施及び利用者利便の観点から、事業を統合する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） ベンチャー出資事業について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p>	<p>本事業は、過去、まさに都道府県の事業として行われていた。しかし、商店街、工業団地等の大規模・先導的案件を特徴とするため、各県単位では、(1)毎年の事業規模の上下が激しく予算が不安定、(2)案件数が少なく診断ノウハウが蓄積しない、という2点の弊害が現れ、事業の効率化のため現行制度に改められた。しかも現状において、県ではむしろ診断助言・審査・債権管理全般にわたって事業団の役割強化を求める意見が大勢。以上を踏まえれば、地方公共団体との関係について改善前の昔に戻るの是不適当。なお、事業内容の見直しについては、中小企業者のニーズを踏まえつつ検討を進める。</p> <p>本事業は、地方公共団体が出資する街づくり会社・インキュベータ等に対し、事業団が協調出資・経営サポートを行う事業。もとより地方公共団体が主体の事業であるが、街づくり支援、創業支援等は、中小企業基本法上国の責務とされており(法第13条、18条)、事業団が経営診断等の専門性の観点から側面支援を行う本事業は必要。なお、事業内容の見直しについては、中小企業者のニーズを踏まえつつ検討を進める。</p> <p>本事業は、高度化のための施設を事業団が自ら設置して中小企業者に譲渡するもの。通常的高度化融資(施設を設置するための資金を融資)と機能は同じ。中小企業者にとっては、実態に応じ実施方法に複数の選択肢があることが必要であり、廃止は不適当。</p> <p>事業団の行うベンチャー出資は、民間だけでは出資困難な創業間もない中小企業等の育成を主眼としており、他の2法人とは対象を異にしている。なお、事業団の出資先ファンドの投資先企業数は平成13年7月現在で202社、うち4社は既に上場を果たし、2社が公開直前であり、事業団は経営診断等の専門性及び地方支援機関との連携体制を活用し、本事業を効果的に実施している。</p> <p>事業目的であるベンチャー企業への直接金融の円滑化に資する観点から、事業の評価手法を検討するとともに、事業内容の充実に反映させていく。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>(ベンチャー企業、ベンチャー支援機関等に対する助成) 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>助成金交付の対象となった事業について第三者機関による適切な審査・評価、助成先の公表を行うとともに、評価の結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>【中小企業大学校研修】 (中小企業者養成研修) 研修対象者の削減、合宿の期間短縮等、業務を縮小するとともに、研修者の負担率を引き上げる。</p> <p>(中小企業支援担当者等養成研修) 研修対象者の削減、合宿の期間短縮等、業務を縮小する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 時代の変化に対応した事業の効率的・効果的实施を図るため、適時適切にサービス内容の見直しを行うとともに、外部委託や外部の人材の活用の拡大等を検討する。</p> <p>【情報提供等推進事業(専門家派遣、セミナー等)】 (情報提供) 中小企業支援センターを有する都道府県等地方公共団体に可能な限り移管するとともに、残事業について業務を縮小し、受益者負担を引き上げる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、検討していく。</p> <p>助成金の交付に際しては、既に平成11年度の制度創設時から第三者で構成される審査委員会で審査し、12年度分から助成先も公表している。なお、助成結果の評価及びその事業への反映については、適切に評価できる指標を含め、検討していく。</p> <p>構造改革を断行する中で、新事業に挑戦する力強い中小企業群を創出するため、中小企業の前向きな創業・経営革新の取り組みや後継者の育成等を積極的に支援する観点から本事業の重要性は高まっている。受講料については、御指摘のとおり適正な受益者負担は重要と認識、従来から必要な見直しを行っている。</p> <p>支援担当者研修は、公的な機関で中小企業者に経営アドバイスを行う中小企業診断士、都道府県の施策担当者、経営指導員等の能力強化を図る事業。支援担当者1人を強化すれば、その支援を受ける中小企業は数十社に上り、極めて効率性の高い事業と認識。企業の成長努力を支える経営アドバイスの重要性が高まっている中、本事業の一層の質的向上を図っていく。</p> <p>本事業は既に、研修ニーズの調査や成果の把握等でサービス内容について不断に見直しを行い、かつ、外部講師を積極的に活用し、時代の変化に機敏に対応した研修を実施している。今後とも、事業の政策的効果や中小企業を巡る環境等を踏まえて、外部委託や外部の人材の活用の拡大等についてさらに検討し、効率的・効果的に事業を実施する。</p> <p>本事業は、各県の中小企業支援センターに対し、それらが独力では対応できない情報提供・専門家の派遣等を行うもの。(例えば、一地方では人数の少ない弁理士、公認会計士、海外投資アドバイザー等の高度な専門家について全国規模のデータベースを提供する等。) 従って、本事業は地方公共団体をバックアップする事業であり、その「移管」は不適當。中小企業支援体制の整備に努力している地方公共団体のニーズを踏まえ、一層レベルの高い事業の実施を図っていく。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>(課題対応技術革新促進事業) 費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに事業を限定する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する事業について適用する。) 国が事業実施機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、事業実施機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>【信用保険事業】 機械類信用保険 政策的必要性が乏しくなっているため、累積損失減少の措置を講じた上で、廃止する。</p> <p>信用保証協会への融資 専門的・効率的な実施の観点から、金融を主たる業務とする法人の行う事業に統合する。</p>	<p>本事業を一層、効率的・効果的に行うために、平成12年度分の事業から外部人材による評価を実施しつつある。その結果を国民に対してわかりやすい形で公表するとともに、事業内容の充実に反映させていく。</p> <p>本事業は、国が示した課題に応募した中小企業に技術開発を実施させ、その成果を広く中小企業に普及させることが目的。その効果は技術開発の委託先のみならず普及先の中小企業も含めて幅広く及ぶもの。費用対効果分析については、手法の開発等を含め、3年後の導入を目指して幅広く前向きに検討し、事業の効率的・効果的实施に反映させる。</p> <p>平成11年度の本制度創設以来、国が必要とする技術開発課題を、事業目標として提示・公表している。</p> <p>本事業では、技術開発の委託先中小企業に、技術開発課題に応じた事業実施目標を設定させ、それを外部評価委員により厳正に評価する制度を採っている。また、技術的可能性、事業化可能性等について研究調査(F/S)を行い、外部評価委員の評価により、特に優れた提案に限定して次の段階である研究開発を実施し、適切な資源配分に努めている。</p> <p>研究成果については、事業終了後に売上高、特許取得数等定量的データを含め毎年追跡調査を実施し、成果報告会を開催して、成果の公表及び情報提供を行っている。更に、研究成果についても外部評価委員による評価制度を来年度から導入し、国民にわかりやすく示していく。</p> <p>本事業により、リースによる中小企業の設備投資が拡大しており、中小企業の設備投資促進のための政策的必要性は高い。また、小規模企業向けリース等の信用リスクを低減させていることから、本事業廃止は経営基盤の弱い小規模零細企業にしわ寄せとなり不適當であるが、累積損失減少を図りつつ、事業の見直しについて更なる検討を進める。</p> <p>融資事業は保証協会に対する融資を通じて民間金融機関から中小企業者への保証付貸出しの促進を図ることを目的としており、中小企業信用保険事業と一体不可分のものであり、他法人への事業統合は不適當。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>【小規模企業共済・中小企業倒産防止共済事業】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p>	<p>平成 12 年度決算から、リスク管理等の状況について適切な情報開示を実施する。(なお、本融資事業は保証協会に対する融資であることから、一般事業者向け融資と異なり基本的にリスクがないという特性を有している。)</p> <p>金利の決定責任主体は既に明確になっている。(法律に基づき、中小企業総合事業団が、主務大臣の認可を受けて貸出金利を定めることとなっている。)</p> <p>融資事業の事業目的である信用保証の利用促進・円滑化に資する観点から、適切な評価手法を検討していく。</p> <p>御指摘を踏まえ、運用担当者の一層の充実等に努めたい。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【融資】 一般貸付（生活衛生資金貸付の一般貸付を含む） 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、長期貸付について市場のニーズに応じ、例えば民間金融機関の貸付債権を証券化する手法の導入・活用等を図り、規模を縮減する。真に政策的に必要な長期貸付及び短期貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、融資条件（金利・期間等）を適切に見直す。 （注）証券化に当たっては、リスクプレミアムの設定等、貸付を行った金融機関と適切にリスク分担を行い、結果的に補給金の増加につながらないようにする必要がある。</p> <p>特別貸付・経営改善貸付（生活衛生資金貸付の特別貸付を含む） 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>教育貸付 日本育英会の有利子貸与事業と統合した上、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、例えば民間金融機関の貸付債権を証券化する手法の導入・活用等を図る。また、直接融資は、収入上限を引き下げる等対象者等を適切に見直すことにより、政策的必要性の高いものに限定し、規模の縮減を図る。 （注）証券化に当たっては、リスクプレミアムの設定等、貸付を行った金融機関と適切にリスク分担を行い、結果的に補給金の増加につながらないようにする必要がある。</p>	<p>民間金融機関から融資を受けることを困難とする者への円滑な資金供給を行うという政策目的に則り、構造改革の進展の中で零細・小規模事業者等の資金調達難を招くことのないよう適正な貸付規模を確保し、必要なセーフティ・ネットを提供していくことが不可欠。また、災害対策等、緊急時に適切かつ迅速に対応できる柔軟性は引き続き確保していくことが重要。なお、未だ手法の確立していない貸付債権の証券化に切り替えることは、その政策的妥当性・実現可能性等を具体的かつ慎重に検討する必要がある。</p> <p><厚生労働省意見> 公庫の長期貸付の縮減は、生活衛生営業の資金調達を困難にする。また、経営実態が千差万別な零細・中小の生活衛生営業者に対する債権の証券化は困難と考えられ、仮に証券化できたとしても、融資対象や融資額が狭まり、金利も高くなりかねず、結局、営業者が必要な資金が借りられなくなったり、不安定で高金利の資金だけしか借りられなくなるおそれ大きい。この分野には、金融面での対応が必要であり、適当でない。零細・中小の生業的な生活衛生営業の経営実態は千差万別であり、適正なリスク評価は技術的にも相当難しい。</p> <p>特別貸付制度等については、毎年、政策的必要性・利用実績等の観点から見直しを行っているところであるが、基本的に全ての特別貸付制度に対し期限及び廃止の指標を設定することを含め、一層厳格な見直しを行う。</p> <p><厚生労働省意見> 特別貸付は、それぞれの政策上の必要性に基づき設けられているところであり、期限の設定等についてもそれぞれの趣旨や効果等に十分対応したものとする必要がある。</p> <p>未だ手法の確立していない民間金融機関の教育貸付債権の証券化については、その政策的妥当性・実現可能性等を具体的かつ慎重に検討する必要がある。また、直接貸付の収入上限の引下げについては、今後の経済情勢等を踏まえつつ必要な見直しを行っていく。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 特殊法人等の中で事業が重複している場合、事業の統合・調整を行う。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<p>目的、貸付対象、手法等が異なる政府系機関の事業を統合することにより、かえって目的の希薄化、事業の非効率化を招かぬよう事業統合のメリット及びデメリットを慎重に検討する必要がある。</p> <p>リスク管理債権の開示については、民間金融機関と同様の基準で行っている。引当金については、民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類の中で開示すべく準備を進めている。</p> <p>金利の決定責任主体は既に明確になっている。(法令に基づき、公庫が主務大臣の認可を受けて貸付金利を定めることとなっている。)</p> <p>適切に評価できる手法を検討していく。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【住宅資金融通事業等（融資、保険）】 貸付事業については、利子補給を前提としないこととする。その上で、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、貸付自体は民間金融機関に委ね、民間金融機関の債権を買い取り証券化するなどの業務形態を原則とし、真に政策的に融資が必要なものについても、融資条件（対象、限度額、金利等）を適切に見直す。</p> <p><以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。> 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<p>補給金は資産・負債総合管理(ALM)への取組等を通じて縮減を図る。ただし、過去の高金利等に起因する現在の補給金の大幅削減は直ちには困難。また、補給金は、高金利時において中堅勤労者が適正な負担で計画的な住宅取得を図るために必要不可欠(法定上限5.5%)。長期固定低利の直接融資は、中・低所得者への融資、都市再生等政策的必要性の高いものに重点化する中で、来年度に貸付限度額等を見直す。公庫の資産担保証券の発行量の大幅拡大により、住宅ローン債権の証券化市場を育成しつつ、民間住宅ローンの証券化支援については今後具体化に向けた検討を行う。ただし、現状では証券化支援業務を原則とすることは以下の理由により困難。 我が国での長期債の流通市場の規模が小さく、未整備である(MBS発行残高は米国の約2200分の1)。 住宅ローン供給が民間金融機関により行われることから、経済情勢に関わらず中・低所得者への安定的資金供給できるかが懸念される。証券化費用、流動性リスク等により金利上昇の懸念がある一方で、金利上昇による負担を軽減するための措置が講じられていない(例えば、米国の住宅ローン利子所得控除制度の減税額は約6.9兆円)。</p> <p>対応する。</p> <p>公庫が定め大臣認可を受けることとなっており、今後とも明確に行う。</p> <p>現行の政策コスト分析の実施を含め、対応する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【農林漁業者に対する融資】 近代化資金によって民間金融機関が類似の事業を実施しており、同資金の用途を拡大して、事業規模を縮減する。</p> <p>金利の法定上限を廃止し、調達コストに一定の業務コストを上乗せするルールを確立する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>【食品製造・加工・流通事業者に対する融資】 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、金利の法定上限を廃止し、調達コストに一定の業務コストを上乗せするルールを確立する等、融資条件（金利・期間・融資限度等）を適切に見直す。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<p>農業の担い手の育成の観点から、近代化資金（民間金融機関の融資に利子補給）の用途の見直しを行うなど、民間金融機関と公庫との適切な分担・連携関係を構築する。</p> <p>融資条件については、コストを踏まえつつ、農林漁業の振興に十分留意して設定する。</p> <p>リスク管理債権の開示については、民間金融機関と基本的には同様の基準で行っているところである。引当金については、民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類の中で開示すべく準備を進めている。</p> <p>金利の決定責任主体は既に明確になっている。（法令に基づき、公庫が主務大臣の承認を受けて貸付金利を定めることとなっている。特に政策的性の高い資金の金利については主務大臣が定めている。）</p> <p>政策金融の評価手法を検討するとともに、評価結果を適切に運営に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>食品製造業者等に対する融資については、民間金融機関を補完する観点から、農林漁業の振興に資するよう、融資を行うための条件の見直しを行う。また、融資条件については、コストを踏まえつつ、農林漁業、食品製造業等の振興に十分留意して設定する。</p> <p>リスク管理債権の開示については、民間金融機関と基本的には同様の基準で行っているところである。引当金については、民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類の中で開示すべく準備を進めている。</p> <p>金利の決定責任主体は既に明確になっている。（法令に基づき、公庫が主務大臣の承認を受けて貸付金利を定めることとなっている。特に政策的性の高い資金の金利については主務大臣が定めている。）</p> <p>政策金融の評価手法を検討するとともに、評価結果を適切に運営に反映させる仕組みを検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【中小企業者に対する融資】 一般貸付 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、貸付について市場のニーズに応じ、例えば民間金融機関の貸付債権を証券化する手法の導入・活用等を図り、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、融資条件（金利・期間等）を適切に見直す。 （注）証券化に当たっては、リスクプレミアムの設定等、貸付を行った金融機関と適切にリスク分担を行い、結果的に補給金の増加につながらないようにする必要がある。</p> <p>特別貸付 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 特殊法人等の間で事業が重複している場合、事業の統合・調整を行う。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<p>一般貸付 今後構造改革の進展により、中小企業者の資金調達難を招かぬように適正な貸付規模を確保し、金融面でのセーフティネットの整備に万全を期すことが不可欠。なお、未だ手法の確立していない貸付債権の証券化に切り替えることは、その政策的妥当性・実現可能性等を具体的かつ慎重に検討する必要がある。</p> <p>特別貸付 平成13年度に「地域中小企業活性化貸付」や「特定農産加工資金貸付」の廃止等により、25種類あった特別貸付を18種類に削減するなど、個々の特別貸付について、毎年、政策的必要性、利用実績等を勘案し、期限設定や廃止を含めた見直しを行っている。</p> <p>目的・対象が異なる政府系中小企業金融機関の事業を無理矢理統合すれば、かえって非効率となり、利用者の利便性を損なう（特に小規模・零細事業者にしわ寄せのおそれが大きい）。</p> <p>リスク管理債権の開示については、民間金融機関と基本的には同様の基準で行っている。引当金については、平成12年度決算から、民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類の中で開示すべく準備を進めている。</p> <p>金利の決定責任主体は既に明確になっている。（法律に基づき、中小企業金融公庫が、主務大臣の認可を受けて貸出金利を定めることとなっている。）</p> <p>民間金融機関では対応が困難な中小企業向け長期資金の円滑な供給を行う観点から、適切な評価手法を検討していく。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【地方債資金の融通業務】 政府保証など国の関与を外し、関連する地方公共団体が共同で行う業務とする。</p> <p>普通会計分や、財政規模が大きな団体を貸付対象から除外し、貸付規模を縮減するとともに、分野を限定すべく、交通事業等を特利対象から除外する。 また、資産担保債券による財投機関債の発行の拡充など貸付債権の証券化を促進するとともに、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。</p> <p>【公営企業健全化基金】 基金の有効活用を図り、地方財政を支援するため、運用益のみでなく、元本分も金利低減の財源として活用することを検討する。</p>	<p>上水道等公営企業が、公共料金の抑制に努めつつ計画的に経営を継続していくためには長期低利の資金が必要である。国の財政支出を伴うことなく低利の資金を供給するとともに、市場から10年で調達した資金を長期(平均25年)の資金に切替えて貸付を行うためには、政府保証及び国の信用を背景とした高い信用創造機能が必要である。</p> <p>交通事業を含め公営企業は料金収入を基本とした独立採算原則により経営されており、公共料金の抑制という観点から団体の財政規模や事業分野に関わらず長期低利の資金が必要である。なお、普通会計分については、必要な長期低利の公的資金を確保する観点から事業を限って貸付対象としている。財投機関債は、今後市場の状況を踏まえつつ一層の活用を図っていきたい。政策評価は適正な実施に向けて検討を進めていきたい。</p> <p>基金は公営競技施行団体が収益均てん化のため拠出したものであるが、貸付原資に活用され、さらにその償還利子を利率引下げの財源として、長期的な観点から、低利の資金を供給していくため、基金の元本は確保しつつ、その有効な活用に努めたい。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【沖縄における政策金融事業（融資、出資、保証）】 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、以下の見直しを踏まえ、これ以上のシェア拡大を行わない。</p> <p>業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。</p> <p><以下の項目については、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫及び社会福祉・医療事業団（社会福祉貸付を除く）に対する指摘と同様></p> <p>【産業開発資金～日本政策投資銀行に相当する業務】 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、融資条件（金利・期間・融資比率等）を適切に見直し、プロジェクト・ファイナンス、地域プロジェクト等リスクの高い業務に特化する。</p> <p>貸付債権の流動化等を図り、残高を圧縮するとともに、保証機能を積極的に活用する。</p> <p>【中小企業資金～中小企業金融公庫に相当する業務】 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、貸付について市場のニーズに応じ、例えば、他の法人において沖縄県内の民間金融機関の貸付債権を証券化する手法の導入・活用等を図り、中小企業資金の規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど融資条件（金利・期間等）を適切に見直す。</p>	<p>「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との原則の下に、沖縄公庫の業務の見直しを行うことにする。その際、民業補完という観点から、沖縄公庫のシェアには十分配慮しつつ、沖縄の経済状況や民間金融機関の資金供給力が十全ではないという金融状況も勘案し、ポスト三次振興開発計画における資金供給面での役割が適切に果たせるよう努めていく。</p> <p>今回の業務の見直しに合わせて、更に業務の効率化を図り、事務処理コストの一層の削減を図る。</p> <p>「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との原則の下に、事業の見直しを行う。その際、沖縄の経済状況や民間金融機関の資金供給力が十全ではないという金融状況も踏まえ、沖縄振興開発計画の遂行を資金供給面から支援するとの役割に鑑み、地域プロジェクト等リスクの高い業務に注力しつつ、経済波及効果の大きい基幹産業に対して長期資金を円滑に供給する等により、ポスト三次振興開発計画において、自立的経済発展が実現できるように適切な資金供給を図るよう努める。</p> <p>保有債権の構成や市場環境等を勘案しつつ、具体的実現可能性につき、慎重に検討。また、保証機能の活用については、融資等他の金融手段との、実効性、効率性、財政負担への影響等の比較考慮も含め、適切なあり方を検討する。</p> <p>「民間でできることはできるだけ民間に委ねる」との原則の下に、事業の見直しを行う。その際、沖縄の経済状況や民間金融機関の資金供給力が十全ではないという金融状況を勘案しつつ、今後の経済構造改革の進展により、中小企業者の資金調達難を招かぬように適正な貸付規模を確保し、金融面でのセーフティネットに万全を期すことが不可欠。なお、他の法人において行うとされている貸付債権の証券化の導入・活用に切り替えることについては、その政策妥当性、実現可能性等を具体的かつ慎重に検討する必要がある。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【生業資金、生活衛生資金～国民生活金融公庫に相当する業務】 教育資金以外の資金 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、長期貸付について市場のニーズに応じ、例えば、他の法人において沖縄県内の民間金融機関の貸付債権を証券化する手法の導入・活用等を図り、生業資金及び生活衛生資金の規模を縮減する。真に政策的に必要な長期貸付及び短期貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、融資条件（金利等）を適切に見直す。</p> <p>教育資金 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、例えば、他の法人において沖縄県内の民間金融機関の貸付債権を証券化する手法の導入・活用等を図る。また、直接融資は、収入要件を引き下げる等、対象者等を適切に見直し、政策的必要性の高いものに限定することにより、資金の規模を縮減する。</p> <p>【住宅資金～住宅金融公庫に相当する業務】 住宅資金については、利子補給を前提としないこととする。その上で、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、貸付自体は民間金融機関に委ね、他の法人において沖縄県内の民間金融機関の債権を買い取り証券化するなどの業務形態を原則とし、真に政策的に融資が必要なものについても、融資条件（対象、限度額、金利等）を適切に見直す。</p> <p>【農林漁業資金～農林漁業金融公庫に相当する業務】 農林漁業者に対する融資 近代化資金によって民間金融機関が類似の事業を実施しており、同資金の用途を拡大して、農林漁業資金の規模を縮減する。</p> <p>金利の法定上限を廃止し、調達コストに一定の業務コストを上乗せするルールを確立する。</p>	<p>「民間でできることはできるだけ民間に委ねる」との原則の下に、事業の見直しを行う。その際、民間金融機関から融資を受けることを困難とする者への円滑な資金供給を行うという政策目的に則り、構造改革の進展の中で沖縄の脆弱な零細・小規模事業者等の資金調達難を招くことのないよう適正な貸付規模を確保し、必要なセーフティネットを提供していくことが不可欠。なお、他の法人において行うとされている貸付債権の証券化の導入・活用に切り替えることについては、その政策妥当性、実現可能性等を具体的かつ慎重に検討する必要がある。</p> <p>「民間でできることはできるだけ民間に委ねる」との原則の下に、他の法人において行うとされている民間金融機関の教育貸付債権の証券化の導入・活用に切り替えることについては、その政策的妥当性・実現可能性等については具体的かつ慎重な検討が必要。なお、収入要件の引き下げ等については、今後の経済情勢の変化も見ながら必要な見直しを行っていく。</p> <p>「民間でできることはできるだけ民間に委ねる」との原則の下に、事業の見直しを行う。その際、他の法人において、民間金融機関の住宅債権を買い取り証券化するとの手法により、貸付自体は民間金融機関に委ねるとされていることについては、その政策的妥当性・実現可能性について具体的かつ慎重な検討が必要となるが、当該業務形態によっては、県民の所得水準が低い中で、住宅需要の強い沖縄において、中・低所得者層に対して、安定的に良質の住宅資金が供給されるか懸念がある。なお、長期固定低利の公庫の直接融資については、中・低所得者層への融資等政策的に必要なもの重点化の中で、来年度に貸付限度額等を見直す。</p> <p>近代化資金の用途の見直しが行われることになれば、それを前提にして民間金融機関と公庫との適切な分担・関係構築を構築する。</p> <p>融資条件については、コストを踏まえつつ、沖縄における農林漁業の振興に十分留意して設定する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>食品製造・加工・流通事業者に対する融資 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、金利の法定上限を廃止し、調達コストに一定の業務コストを上乗せするルールを確立する等、融資条件（金利・期間・融資限度等）を適切に見直す。</p> <p>【医療資金～社会福祉・医療事業団（社会福祉貸付を除く）に相当する業務】 民間金融機関において類似の事業が行われているため、融資期間の短い融資制度は廃止するとともに、長期資金についても、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、他の法人において沖縄県内の民間金融機関の貸付債権を証券化する手法の導入・活用を図る。直接融資は、医療行政上真に必要なものに限り、かつ、融資限度額の引き下げ等を行う。</p> <p><以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。> 特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<p>「民間でできることはできるだけ民間に委ねる」との原則の下に、食品製造業者等に対する融資については見直しを行う。また、融資条件については、コストを踏まえつつ、一方において沖縄の脆弱な農林漁業、食品製造業等の振興にも十分留意して設定する。</p> <p>「民間でできることはできるだけ民間に委ねる」との原則の下に、事業の見直しを行う。その際、沖縄における医療機関の脆弱な経営基盤や民間金融機関の資金供給力が十全ではないという金融の状況などを勘案しつつ、医療政策の推進の観点にも十分配慮する必要がある。なお、他の法人において民間金融機関の貸付債権を証券化するとされているが、当該証券化に切り替えていくことについては、政策的妥当性、実現可能性等について慎重な検討が必要である。なお、融資限度額の引き下げ等については、医療政策の推進の見地も踏まえ、慎重に検討する。</p> <p>特別貸付については、政策的必要性及び利用実績等を勘案し、制度の見直しは毎年度行っている。 特別貸付はそれぞれの政策上の必要性に基づき設けられており、期限の設定等についても個々の貸付制度毎の趣旨や効果等に十分に対応したものとする必要はある。</p> <p>リスク管理債権の開示については、現在、基本的には民間金融機関に準じた基準で行っているところである。引当金の開示については、民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類の中で開示すべく準備を進めている。</p> <p>金利の決定責任主体は既に明確になっている。（法令に基づき、公庫が主務大臣の承認を受ける等により貸付金利を定めることとなっている。）</p> <p>適切な評価手法を検討していく。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【国際金融等事業】 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮小する。</p> <p>貸付債権の流動化（証券化を含む。）等を図り、貸付残高を圧縮する。</p> <p>輸出金融 保証機能を積極的に活用するとともに、先進国関係の業務を廃止する。</p> <p>融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。</p> <p>輸入金融 資源関係以外の業務を廃止する。</p> <p>融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。</p>	<p>民業補完の徹底等の観点からの業務見直し、事業規模の適正化に向け、今後も不断の努力を行っていく。他方、国際協力銀行の対外政策面での使命に照らし、アジア通貨危機等への対応にみられたような、国際金融秩序の安定、官民の途上国向け債権保全、その他国際的な経済・政治環境の変化に適切かつ迅速に対応できるよう、質的・量的な面での柔軟性を持つことが必要である。</p> <p style="text-align: center;">（参考） 10年度（アジア危機）承諾額 38,350 億円 12年度承諾額 12,047 億円</p> <p>業務の見直しは、民間の経済活動に不測の影響をもたらさぬよう、適切な経過措置が必要である。</p> <p>保有債権の構成や市場環境等を勘案しつつ、具体的な可能性につき、検討する。</p> <p>保証機能の積極的活用については、偶発的債務の増加に対応した流動性の確保等の所要の財務的措置が必要である（ 1）。いずれの先進国も自国のプラントを中心とした輸出を公的機関による輸出信用によって支援しており、他の先進諸国、一部の途上国との競争上、我が国企業のみが不利にならないような措置が必要である。</p> <p>民間金融機関では対応困難な業務を行いつつ、融資条件の見直しを行うには、同時に保証機能の活用が必要と考えている（ 2）。</p> <p>我が国では生産しておらず、かつ、国民経済の健全な発展のために不可欠な製品・技術でありながら、民間金融機関のみでは安定的な輸入が困難な場合には、国際協力銀行による対応の余地を残しておくことが必要である。</p> <p>上記 2 と同旨。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>一般投資金融 保証機能を積極的に活用するとともに、貸付は先進国関係の業務を廃止した上で、リスクの高い業務に特化する。</p> <p>融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。</p> <p>リファイナンス 近年実績が少なく政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>【海外経済協力業務】 海外投融資業務 近年実績が少なく、政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p>	<p>上記 1 と同旨。 先進国関係の一般投資金融については、緊急時や、高リスク案件、中小企業支援等、民間金融機関が十分な資金供給を行わない企業に対しては、例外的な対応が必要である。</p> <p>上記 2 と同旨。</p> <p>事務局の見直し案に同意見である。</p> <p>リスク管理債権の開示については、民間金融機関と同様の基準で行っているところである。引当金については、民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類の中で開示すべく準備を進めている。</p> <p>金利については、国際協力銀行が、主務省と協議しつつ、決定している。</p> <p>国民に対する説明責任の徹底、業務運営の一層の適正化を図るための評価制度の導入を検討中である。</p> <p>（当業務は外務省主管）</p> <p>途上国においても公的部門が実施していた環境、教育、医療等の分野において民間部門が果たす役割が増大しており、このような分野であって引き続き政策的意義が高いが、リスクや必要な資金量の観点から民間資金では十分対応できない場合には、公的投融資により支援することも必要。特に中小企業支援や地球温暖化ガス削減等、政策的の高い分野で金利コスト削減により事業の早期立ち上げを支援し、民間部門を補完する公的出資は不可欠。他方、事業規模については精査していく。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>円借款業務 ODA見直しと歩調を合わせて見直しを行い、事業規模を縮減する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<p>円借款を一層効果的・効率的なものとするべく、制度の見直し（供与条件の柔軟化、情報開示の充実、無償資金協力や技術協力など他のODAスキームとの一層の連携の強化等）の作業を既に進めているところ。また、事業規模についても、これまでの前例にとらわれることなく、重点的・戦略的な選択的供与を行うことにより、適正な規模での事業の実施に努める。</p> <p>リスク管理債権の開示については、民間金融機関と同様の基準で行っているところである。引当金については、民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類の中で開示すべく準備を進めている。</p> <p>海外経済協力業務の金利の決定責任主体は次のとおり明確である。円借款の金利は、政府（外務省、財務省、経済産業省）が決定している。海外投融資の金利は、国際協力銀行が決定している。</p> <p>外務省による「経済協力評価報告書」や国際協力銀行による「円借款案件事後評価報告書」の作成・公表等の評価（第三者評価含む）が行われており、その結果は、外務省、国際協力銀行のそれぞれのフィードバックの仕組みを通じて事業に反映されている。今後とも、事前から中間、事後への一貫した評価と評価結果の事業へのフィードバックのプロセスの一層の充実に向けて検討を進めていく。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【融資・債務保証】 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、融資条件（金利・期間・融資比率等）を適切に見直し、プロジェクト・ファイナンス、地域プロジェクト等リスクの高い業務に特化する。</p> <p>貸付債権の流動化（証券化を含む）等を図り、残高を圧縮するとともに、保証機能を積極的に活用する。</p> <p>【出資】 ベンチャー出資について特殊法人等の中で事業が重複していることから、統合する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<p>融資対象事業を縮減した上で、融資条件を適切に見直し、プロジェクトファイナンス、地域プロジェクト等、事業リスク・期間リスクの高い業務に特化するが、災害対策等、緊急時に適切かつ迅速に対応できる柔軟性は引き続き確保していくことが重要である。</p> <p>貸付債権の流動化については、保有債権の構成や市場環境等を勘案しつつ、具体的可能性につき、検討する。また、保証機能については、実効性、効率性、財政負担への影響等の観点から融資等他の金融手段と比較考慮しつつ、適切な活用のあり方を検討する。</p> <p>現在の業務仕分けの実態も踏まえつつ、業務の一層効果的な遂行等の観点から統合を含め適切な調整のあり方につき検討する。</p> <p>リスク管理債権の開示については、民間金融機関と同様の基準で行っている。引当金については、民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類の中で開示すべく準備を進めている。</p> <p>金利は、日本政策投資銀行が主務省と協議しつつ決定している。</p> <p>政策金融の評価については、試行を開始したところである。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【中小企業団体及びその構成員に対する総合的金融サービスの提供】 一般貸付等 国の関与を廃止し、自主的・自立的に業務を実施する。</p> <p>特別貸付 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるものについては、他の法人に移管の上、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 特殊法人等間で事業が重複している場合、事業の統合・調整を行う。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>出資・融資・債務保証それぞれの手法について、目的・原資の調達方法を勘案して事業実施の基準を明確にする。</p>	<p>一般貸付等 今後構造改革の推進の過程で、潜在力ある中小企業までがしわ寄せを受けることのないよう金融面でのセーフティネットの整備に万全を期すことが不可欠。中小企業向け政策金融機関の中で唯一総合金融サービス（手形割引等の短期資金の供給や預金受入れ・決済機能を含む）を提供する役割を担う商工中金について、国の関与を廃止すれば資金調達が困難となって、中小企業者への円滑な資金供給を損なうおそれがあるため、その政策的妥当性・実現可能性等を具体的かつ慎重に検討する必要がある。</p> <p>特別貸付 商工中金の特別貸付は、商工中金の総合金融サービス機能と一体として行われているものであり、これを他の法人に無理矢理移管することは、かえって非効率となり、利用者の利便性を損なう。</p> <p>目的・対象が異なる政府系中小企業金融機関の事業を無理矢理に統合すれば、かえって非効率となり、利用者の利便性を損なう（特に小規模・零細事業者にしわ寄せのおそれが大きい）。</p> <p>商工中金は、既に企業会計原則に則した会計処理、貸出資産等に関する自己査定、自己査定結果を踏まえた貸倒引当金の計上、リスク管理債権額の開示を行っている。</p> <p>金利の決定責任主体は既に明確になっている。（特別貸付金利は、政策的必要性等を踏まえ、主務省が定めており、それ以外の一般的な貸付の金利については、主務大臣の認可を受けた上限金利の下で、取引先の信用力、資金使途、貸出期間、及び民間金融機関の金利適用状況も考慮して商工中金が決定している。）</p> <p>中小企業の組合及びその構成員の金融の円滑化を図る観点から、適切な評価手法を検討していく。</p> <p>多種多様な中小企業者の実態と資金ニーズに応じて、出資、融資、債務保証、私募債取得等の手法の中から最適のものを活用し、その金融の円滑化に貢献している。原資については、必要資金の大部分を、財政に依存することなく、債券の発行により市場から調達している。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【地下高速度交通事業】 完全民営化に向けた第一段階として、現在建設中の11号線（半蔵門線）が平成15年春に完成する予定であることを踏まえ、同年中に特殊会社化を図る。</p>	<p>11号線の開業予定時点から概ね1年後に特殊会社化を図る。</p>